

# 官報号外

平成二十一年三月十八日

## ○第一百七十一回 参議院会議録第十一号

平成二十一年三月十八日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十一号

平成二十一年三月十八日

午前十時 本会議

第一 第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回バラリンピック競技大会東京招致に関する決議案(田名部匡省君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。  
日程第一 第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回バラリンピック競技大会東京招致に関する決議案(田名部匡省君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)

本決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

よつて、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。田名部匡省君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、國務大臣の報告に関する件(平成二十一年度地方財政計画について)  
一、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○田名部匡省君 私は、ただいま議題となりました民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主、公明党及び改革クラブの各派共同提案に係る第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回バラリンピック競技大会東京招致に関する決議案につきまして、発議者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回バラリンピック競技大会に関する決議案

我が国において、一九六四年の東京オリンピック以来となるオリンピック夏季競技大会を開催することは、国際親善とスポーツ振興にとって極めて意義深いものである。

参議院は、来る二〇一六年の第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回バラリンピック競技大会を東京都に招致するため、一致協力して必要な活動を強力に推進するとともに、準備態勢の整備に万全を期すべきものと認める。右決議する。

オリンピックが、世界各国のスポーツを発展させ、スポーツを通じた友情、連帯、フェアプレーの精神を培うことで、民族の相互理解や世界平和への貢献をしてきたことは御承知のとおりあります。

我が国は、これまで、一九六四年の東京夏季大会、一九七二年の札幌冬季大会、一九九八年の長野冬季大会を開催した経験があります。いずれの大会もオリンピックの精神に基づき、国民的な盛り上がりの中で大成功を収め、国際親善とスポーツ振興に大きな役割を果たしました。

しかし、近年のオリンピックは、肥大化するとともに行き過ぎた商業主義が目立つようになり、オリンピック本来の精神と懸け離れてきたようにも感じます。そこで、眞の文化と平和の祭典を実現するため、二十一世紀のオリンピックをその原点に立ち返らせ、オリンピズムを世界に広げていくことがあります。

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(江田五月君) 過半数と認めます。

よつて、本決議案は可決されました。

ただいまの決議に対し、文部科学大臣から発言を求められました。塩谷文部科学大臣。



官報 (号外)

というように思つておりますと発言されていました。この発言は、世界人権宣言や国際人権規約で保障された推定無罪の原則に反すると考えます。総理の発言の撤回を求めますが、いかがでしょうか。

また、現在捜査中の個別の案件について、行政府の長たる内閣総理大臣が明らかに違法と断定することは、検査機関及び司法に対して有罪にしろと命じているようなものであります。これに対する御見解をお伺いいたします。

総理は、小泉改革について、予期せざる問題が出たところについては、我々としてはそこを進化させていかなければならぬと、三月十二日の予算委員会で大久保勉議員の質問に答弁されていました。小泉改革の柱は、国債発行三十兆円以下への抑制、不良債権処理、そして民営化の推進であります。しかしながら、麻生総理は、平成二十一年度予算において約三十三・三兆円の国債を発行し、郵政民営化についても反対だったと答弁しています。小泉改革の柱と正反対の言動を行なうながら、改革を進化させると説明されています。

麻生総理に、小泉改革のどこを継承するのか、修正するのか、また進化させるのかをお尋ねいたしました。財政の要諦は、五経の一つ札記に記載されています。小泉改革の柱と正反対の言動を行なうとおり、入るを量りて出るを制すにあります。すなわち、収入をよく見定めてから支出を行うということであります。しかし、政府が編成した平成二十一年度予算はこの原則から大きく外れています。この原則から大きく外れないとしか言いようがありません。

政府は、平成二十一年度の税収について、平成

二十年度当初予算と比べ七兆四千五百十億円減少の四十六兆一千三百億円を見込んでいると説明していますが、この数字は、平成二十一年度決算で見込まれている税収額四十六兆四千二百九十九億円とほぼ同じであります。二〇〇九年の経済成長率は、民間工コノミストでマイナス五%弱、日本銀行でさえマイナス二%と予測しているのですから、税収減は明らかで、このような甘い見通しが通用するはずはありません。税収の見込みを意図的に高く見積もり、当初予算の国債発行額を低く見せようとする手法は、粉飾決算ならぬ粉飾予算だと考えますが、総理の見解を求めます。

甘い見通しに従つて打ち出される対応は、後手後手に回らざるを得ません。総理は、第一次補正予算、第二次補正予算、二十一年度予算を三段口ゲットに例えていますが、さらに追加景気対策の検討を指示しています。一体、何段口ゲットまであるのでしょうか。

また、現在、平成二十一年度の本予算を参議院において審議している最中にもかかわらず、総理は、補正予算を前提とした追加景気対策を指示し、四月二日のG20後には、補正予算案の編成を指示する意向を固めたとも報じられています。与謝野大臣も、三月十四日のG20後の記者会見で、米国の求めるGDP比2%の財政出動に関して、既に補正予算に向けた発言をしています。これら

で、公共事業について、この八年間で半分になつたため地方の経済は急速に疲弊している、対策について自民党に検討を指示したと述べられています。どのような基準でどの程度増やすおつもりなのかお聞きいたします。無駄な公共事業を繰り返して実施すべきですが、総理の御所見をお伺いいたします。

与謝野大臣は、政府の経済見通しを下方修正することを示唆したと報道されていますが、史上最大とも言われている補正予算による追加経済対策を加味すると、どの程度の経済成長率を見込んでいるのでしょうか。追加経済対策が検討されるということは相当程度の需給ギャップが存在するのではないかと思われますが、財務大臣の御見解をお聞きいたします。

また、その需給ギャップを埋め、雇用を維持するためあらゆる手段を講じなければなりませんが、日本銀行による国債の直接買取り、無利子国債、政府紙幣の発行など、非伝統的手法の可能性をどの程度検討しているのか、財務大臣にお聞きいたします。

地方税収入、地方交付税等の算定においても甘い見通しに基づいているのだとすれば、地方自治体も偽りの税収見通しの被害を受けるのではないと危惧しています。また、三位一体改革によつて、平成十九年から、所得税から住民税へ約三兆円の税源移譲がなされています。しかし、所得稅、住民税は景気の変動によって増減し、また大量退職時代を迎えて税収が減少していくことが予想されているため、安定財源にはなりにくいのが現状です。これは改革の失敗ではないかと思いますが、総理と総務大臣の見解を求めます。

また、地方自治体の財政にとって大きな負担とな不安定要因となつて直轄工事負担金については、早急に廃止すべきと考えます。なお、民主党が政権を担当する際には、直轄工事負担金は全廃いたします。

政府は、平成二十一年度予算において地方交付税を一兆円増額したと説明しています。しかし、実際には、平成二十一年度と比較して純粹に増えた交付税の額は四千億円であります。先日、地元大阪の地方議員の方から、四千億円しか地方交付税は増えないが、残りの六千億円は後からもらえるのか至急説明してもらいたいと電話を受け、説明に苦慮しました。実際は四千億円しか増えないにもかかわらず、一兆円増やしたと説明するのか理解に苦しみます。総理、その理由を御説明ください。

平成二十一年度の政府税調の答申に、抜本的な税制改革は焦眉の課題とあります。しかし、これまでの答申をひもとくと、平成十一年十二月に出された税調答申において、税制全般にわたる抜本的な見直しが必要とされています。十年もの間、抜本的な見直しあるいは改革と言い続けているのですが、一体いつになつたら抜本的な改革が行われるのでしょうか、総理にお尋ねいたします。

麻生総理は、負担と給付の在り方について、日本の落ち着く先是中福社中負担と繰り返し述べられています。ここでいう中負担とは、現在三八・

九%の国民負担率でいうと何%程度なのか、御説明ください。

また、消費税率の引上げについてお聞きいたしました。

与謝野大臣は、消費税率の引上げに当たつて目的税化が必要とおっしゃっていますが、目的税化とは、法律で使途を制限するのか、あるいは特別会計を創設するのでしょうか、財務大臣にお聞きいたします。

納税者番号制度についても抜本的改革に含まれると税調答申では述べられています。民主党は、

税と社会保障を一体的に提供する給付つき税額控除の導入を主張していますが、これに伴つて、税と社会保険料の徴収と給付を管理するための社会保障番号の導入について、総理の見解を求めます。

平成二十一年度予算において、揮発油税等の歳入を道路整備に使うことを義務付けている仕組みを廃止し、道路特定財源の一般財源化を行つたと政府は説明しています。揮発油税等の暫定税率は立ち遅れた道路整備を推進するために導入されたものであり、道路特定財源を一般財源化するのであれば、暫定税率を廃止するのが筋ではないでしょうか、総理にお聞きいたします。

また、揮発油税等の税収は、依然として主として道路に限定して使われ、地方道路整備臨時交付金が地域活力基盤創造交付金に名前を変えただけで、いまだに国土交通省に支配されています。一般財源化と言いつつ、なぜ道路特定財源相当額の大部分が国土交通省の道路関連予算につぎ込まれ

ているのか、総理と財務大臣にお聞きいたします。

今回の所得税法等改正案においても、租税特別措置の延長等が盛り込まれています。適用期限が到来することに伴い、平成二十一年度税制改正において検討の対象となつた租税特別措置の总数、また、そのうち廃止されるもの、一定の見直しを行つた上で延長されるもの、そのまま延長されるものの数はどの程度あるのか、財務大臣にお聞きいたします。

租税特別措置は、平成十三年の政府税調答申でも補助金の裏返しと指摘されており、他の所得税法等の改正と性格が大きく異なります。租税特別措置は、他の所得税法等の改正と分けて法案提出すべきと考えますが、財務大臣の見解をお聞きいたします。

租税特別措置の各年の適用実態は国税庁でさえ一部しか把握しておらず、要求する側の省庁も業界団体へのアンケートなどでその効果を推計しているだけで実態は把握していません。民主党は、その適用実態等を明らかにするため、租税特別措置透明化法案を本日、国会に提出いたします。政府は租税特別措置の実態を透明化する考えはあるのか、総理にお聞きいたします。

民主党は、政権獲得後、税金の無駄遣いを徹底的に改め、一般会計、特別会計合わせて二百五兆円の予算を総組替えすることで財源を確保し、安定雇用の確保・創出、年金制度改革、農業戸別所得補償、高速道路無料化、子ども手当、医療改革、暫定税率廃止・減税など、格差是正や景気回復、そして将来の日本をつくるために必要な投資を二段階に分けて実施してまいります。

起こり得る状況です。

与謝野大臣はこれまで、特別会計の積立金は各々に目的や理由が存在するため、埋蔵金といつたものはないと述べていました。なかつたはずの埋蔵金がどこから出てきたのでしょうか。ただ単に財務省の言いなりになつていただけではないでしょうか。財務大臣にお聞きいたします。

また、財政投融資特別会計以外にも積立金等を保有する特別会計が存在しますが、その中で活用可能だと考えられるものはどの程度あるかについて御説明ください。

さらには、財務大臣は、財政金融委員会において、埋蔵金について、皆様方が財投の赤字垂れ流しという批判をされないということはつきり分かることであれば、ゼロのところまで使い切つて私はいいと思っておりますと答弁されています。

しかし、民主党は、将来の日本に対する必要な投資の財源の一部として埋蔵金を使いたいと考えています。政府のようには、国民の七割が反対するが、なぜ国債発行額を少なく見せるために財政投融資特別会計の準備金を取り崩したのか、御説明ください。

麻生総理は、解散の時期について、景気対策が先決だとして、今の段階で五月とか六月とか申し上げる段階にはないと述べられています。しかし、NHKの三月の世論調査では、解散・総選挙を優先課題に掲げる割合が四一%、これに対しても景気対策は二八%でした。麻生総理がやりたいことをやる前に、国民の多くが求める解散・総選挙を行うべきであります。

米国のオバマ大統領は、一月二十日に就任し、わずか一ヶ月後の二月十七日には約七十二兆円の景気対策法案を成立させています。片や麻生総理は、昨年八月に緊急総合対策を発表して半年経過しますが、いまだに十分な対策が取れていません。今求められているのは、対症療法的な景気対策を含めた抜本策であり、そのためには本格政権が大きな力を振るうしかないことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 尾立議員の質問にお答えをいたしました。

合計十五問。まず最初に、十六日の参議院予算委員会における私の答弁についてのお尋ねがありました。御指摘の答弁につきましては、その後逮捕された事実は間違いない旨言い直したところであります。推定無罪の原則は言うまでもないことであって、捜査中の個別事案の帰趨を判断したものではありません。

小泉改革と私の経済政策との関係についての御

質問がありました。これまで取り組んできた改革は、我が国の経済と社会の活性化に一定の成果を上げてきたと認識をいたしております。しかし、改革によるひずみ、格差の拡大や地方の疲弊が指摘され、新しい課題、世界金融危機などが生じておるところであります。このため、私は、改革という基本路線は堅持しつつ、ひずみへの配慮と新しい課題への解決に取り組むことにより、改革を進化させてまいりたいと考えております。

平成二十一年度の予算の税収見込みについてのお尋ねがありました。

二十一年度における税収は、予算編成時点に判明していた二十年度のそれまでの税収の実績や企業収益の大幅な悪化など、利用可能なデータを踏まえて最善の見積りに努めた結果、四十六兆一千億円と見込んだものであります。したがって、税収を意図的に高く見積もった粉飾予算であるとの指摘は当たらないものと考えております。

平成二十一年度補正予算と、私の発言及び公共事業の費用対効果についてのお尋ねがありました。

与党に対しても、いわゆる追加の経済対策や補正予算の策定を指示したものではありません。今後の経済の下振れリスクに備え、どのような経済政策運営があり得るか、幅広い検討をお願いしたものであります。したがって、現段階で補正予算について何らかの想定があるわけではありません。

いずれにせよ、二十一年度予算及び関連法案の早期成立、そして可能な限りの前倒しでの執行が重要であると考えております。

なお、公共事業については、一般論として無駄

なものはつくらないという観点から、最新のデータを用い、費用対効果分析を含む事業評価を客観的かつ厳格に実施し、適正な執行を確保してまいりたいと考えております。

地方税の安定性についてのお尋ねがありました。

所得税から個人住民税への三兆円の税源移譲は、地方からの要望も受け、基幹税によるものとして実施したところであります。今後、税制抜本改革において、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すなどによつて、税源の地域偏在が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進めてまいりたいと考えております。

直轄事業負担金についてのお尋ねがありました。

直轄事業負担金は、法令に基づき、受益と負担の関係から求めるものでは御存じのとおりです。このため、毎年度、地方財政計画と地方交付税の算定により確実に財源を確保しております。ただ、地方団体からは、地方分権の観点や厳しい財政事情を踏まえ、見直しの意見が出ていることは十分に承知をいたしております。

今後、こうした地方団体からの意見にも耳を傾けつつ、国と地方の役割分担や直轄事業に関するべきものと考えております。既に直轄事業の進め方などにおいて、国土交通省が全国知事会との協議の在り方などの観点から十分に議論が行われるべきものと考えております。既に直轄事業の進め方などを実現をいたしております。こうしたことから中福祉と表現をいたしておる次第です。

しかしながら、社会保障の現状を見ますと、医師不足、介護人材の不足など、国民が不安を抱く課題に直面しており、必ずしも中福祉の社会保障

地方交付税の一兆円の増額は、既定の加算とは別枠で地方交付税法に明記して行うものであります。原資となります国税五税の大幅な減収などにより、交付税総額は本来、前年度から六千億円減少の十四兆八千億円になるところでした。こうした中、一兆円の増額により、前年度を四千億円上回る地方交付税総額を確保したことにつきましては、地方から大変評価をいたしているところであります。

税制抜本改革の実施時期についてお尋ねがありました。

消費税を含む税制の抜本的な改革につきましては、今年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に行うこととしたしております。

このため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずることといたしております。その実施時期は経済状況をよく見極めて判断をいたしますが、私としては、二〇一一年度に向けて景気が回復するよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

中福祉中負担についてのお尋ねがありました。

日本の社会保障といふものは、高福祉と称される北欧の諸国に比べて給付水準は高くない。他方、全国民をカバーする医療制度を持たない米国などとは異なり、国民皆保険、皆年金、介護保険などを実現をいたしております。こうしたことから中福祉と表現をいたしておる次第です。

また、国民が社会保障に関する給付やサービスをより利用しやすくなるため、現在、社会保障番号を含め社会保障カードの検討を進めております。

さらに、社会保障のみならず、広い分野でワントップの行政サービスを提供するため、希望する国民一人一人に電子情報の私書箱のようなもの

を作ることを検討するよう、先般、野田一氏担当大臣に指示を行つたところであります。

道路特定財源の一般財源化と暫定税率についてのお尋ねがありました。

揮発油税などの税率の在り方につきましては、

今後の税制抜本改革時に検討することとし、それまでの間、地球温暖化問題への国際的な取組、現行の税率水準を維持することとしております。

道路特定財源の一般財源化についてのお尋ねがありました。

道路特定財源の一般化とは、揮発油税などの歳入を道路整備に使うという義務付けをやめるといふことであります。この意味で、二十一年度から道路特定財源はすべて一般財源化することとしております。

こうした中で、地域活力基盤創造交付金は、道路以外の関連インフラの整備やソフト事業などにも使えるも使える使い勝手の良いものといたしております。

これは、与党において御議論をいただき、地方からの要望も踏まえ、地方の道路整備の必要性や財政の状況に配慮したものであります。地方からも評価をされておるところです。

なお、一般財源化に伴います二十一年度予算の歳出について申し上げると、道路整備費は国の直轄事業ではマイナス一一・七%の減額と大幅に絞り込んだほか、社会保障財源につきましては六百億円を確保したところであります。

租税特別措置の実態の透明化についてのお尋ねがありました。

租税特別措置が税制上の特例であることを踏ま

えれば、租税特別措置の利用状況の把握に取り組むことは重要であると認識をいたしております。

このため、これまでも要望省庁における利用状況調査や申告データを利用した標本調査などによ

り、実態の把握に向けた取組を行つてきていると承知をいたしております。引き続き更なる改善に向けた検討を進めることが重要と考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(与謝野馨君) 御質問にお答えいたしました。

平成二十一年度補正予算についてお尋ねがございました。

【國務大臣与謝野馨君登壇、拍手】

政府は、二十一年度予算及び関連法案について国会でできるだけ早く成立をさせていただき、年

度当初から速やかな執行を図ることが重要と考えております。二十一年度補正予算は、現時点では考えておりません。

政府は、二十一年度補正予算についてお尋ねがございました。

こうした中で、地域活力基盤創造交付金は、道路特定財源の一般化とは、道路以外の関連インフラの整備やソフト事業などにも使えるも使える使い勝手の良いものといたしております。

これは、与党において御議論をいただき、地方からの要望も踏まえ、地方の道路整備の必要性や財政の状況に配慮したものであります。地方からも評価をされておるところです。

なお、一般財源化に伴います二十一年度予算の歳出について申し上げると、道路整備費は国の直轄事業ではマイナス一一・七%の減額と大幅に絞り込んだほか、社会保障財源につきましては六百億円を確保したところであります。

租税特別措置の実態の透明化についてのお尋ねがありました。

租税特別措置が税制上の特例であることを踏ま

おります。

次に、日銀による国債の直接買取り、無利子国債及び政府紙幣の発行についてお尋ねがございました。

日銀による国債の直接引受けは、財政法により原則として禁じられており、また、安易な国債発行に流れ財政規律を失わせるおそれがあることから、困難と考えております。

無利子国債については、どのような仕組みがあり得るのか、公平性、マネーロンダリングとの関係、資産間の乗換えに伴う市場、経済への影響などを、様々な検討を要すると考えております。

また、政府紙幣の発行については、論外であると考えております。

次に、消費税の使途に関しお尋ねがありました。

先般閣議決定された中期プログラムや税制改正法案の附則においては、消費税の全額について、制度として確立された社会保障給付等に充てるこ

とを予算及び決算において明確化するとの基本的方向性を示しています。政府としては、こうした考え方沿って、どのような形でその具体化を

図っていくか、今後検討してまいります。

次に、道路特定財源の一般財源化と地域活力基盤創造交付金についてのお尋ねがありました。

道路特定財源の一般財源化とは、揮発油税等の歳入を道路整備に使うという義務付けをやめると

いうことであります。この意味で、平成二十一年度から道路特定財源はすべて一般財源化することとしております。

現在は二十一年度予算等を御審議いただいてい

る段階でありますので、現時点では政府経済見通しを改定する考えはございません。しかしながら

次に、追加経済対策を加味した経済成長率の見込みについてお尋ねがありました。

次に、追加経済対策を加味した経済成長率の見込みについてお尋ねがありました。

また、地域活力基盤創造交付金は、これまでの

地方道路整備臨時交付金とは異なり、道路以外の関連インフラの整備やソフト事業などにも使える使い勝手の良いものとしております。これは、地方公共団体からの御要望も踏まえ、地方の道路整備の必要性や財政の状況に配慮したものでござい

ます。

次に、租税特別措置の項目数に関するお尋ねがございました。

租税特別措置法に基づく特例措置の項目数について、一定の前提の下で整理すると、適用期限が到来し二十一年度税制改正において検討の対象となつたのは五十七項目、そのうち、廃止されるものは七項目、一定の見直しを行つた上で延長されるものは二十七項目、そのまま延長されるものは二十三項目となつております。

次に、税制改正法案の提出についてお尋ねがありました。

平成二十一年度税制改正法案は、住宅ローン減税の延長、拡充や中小企業対策税制といった、現下の厳しい経済金融情勢を踏まえた各種減税措置を講ずるとともに、必要な納税環境整備等を行うものであります。

このように共通の趣旨、目的に沿つた各税法相互に関連する横断的な改正内容が含まれることから、租税特別措置法の改正と他の税法の改正を併せ、一本の法律案としているものであります。こ

うした法制的な取扱いは、平成十五年度税制改正以来一貫しており、相互に関連する税制改正全体の姿について一覧的かつ分かりやすく示すことに資すると考えております。

次に、財政投融資特別会計の金利変動準備金の



います。日本は自動車車体に対する重い課税もあり、この面では必ずしも先行しているとは言えません。本法附則百四条には、自動車関係諸税の簡素化と負担の軽減が盛り込まれております。その検討に向けた総理の決意とその方向性についてお聞きします。

さらに、エネルギー効率の引上げや資源生産性向上に資する生産設備等の即時償却を可能にする制度も導入されます。個別産業優遇型の特別措置から全産業対象の特別措置に移行する望ましい税制改正です。しかし、即時償却などの特別償却は当然のことながら利益を上げている企業にしかメリットはありません。省エネ等の目的からすると、利益の上がっていない約七割近い会社への対策も必要です。他にどのような支援策がありますか。経済産業大臣にお聞きします。

中小企業関係税制では、軽減税率の時限的引下げ、欠損金の繰戻し還付制度の復活が盛り込まれました。減税規模は二千四百億円と言われます。対象となる中小企業はどれくらいあるのでしょうか。財務大臣にお聞きします。

商店街の活性化に向けた税制支援もあります。経済産業大臣による認定事業を行う商店街等に土地を譲渡したものに対して、一千五百万円を上限に譲渡所得の特別控除を行います。これを知った商店街組合の会長さんから早速連絡がありました。しかし、喜んだのもつかの間であります。対象となる商店街組合は法人格を持つものに限るというものだからであります。

多くの商店街組合は資金も不足、スタッフも不足をしております。法人格を持つ商店街振興組合

等は全国に四千ほどしかないとも聞きます。この際、商工会議所や商工会が代行して受けて、法人格を持たない商店街組合にも活性化に向けた支援制度が受けられるようになります。その結果生

策が受けられるようになります。支援対象をより広げるべきと考えますが、経済産業大臣、いかがでしょうか。

中小企業の経営者から再三にわたってお聞きする延滞税の税率についてお伺いいたします。

現在の税率一四・六%に引き下げられたのは昭和三十七年。その前年である昭和三十六年政府税調の国税通則法の制定に関する答申には、最近において金利水準が低下したこと及び将来においても同様な傾向が予想されることにかんがみ、全体として延滞税の割合を引き下げることが適当とありました。

もちろん、一四・六%という数字には利息相当分のみならず、納税促進効果をねらった部分も含まれており、その時々の市中金利と比べるだけではいけないとは理解しつつも、それでもなぜ一四・六%なのかは不明であります。未曾有の不況の今この御時世には余りに高利と嘆く中小企業も少なくありません。延滞税の税率について再考する余地はないのでしょうか。財務大臣にお聞きします。

今回の税制改正は、将来を見据えた問題点を浮かび上がらせ、税制再考のための一つの転機になつてきています。附則百四条の税制の抜本的な改革に係る措置がそれであります。

第一点は、加速されてきた企業原理主義ともいすべき税制の方向性を転換するかどうかであります。

す。国際競争力向上のために法人税率引下げを主軸に国の成長を図ろうとすれば、企業や株主に有利な税制を用意することになります。その結果生

あります。

そのためには、納税者番号制度の導入などによると、所得の正確な把握や財源としての消費税を含む税制の抜本改革など、附則に盛り込まれている検討が必要なことは言うまでもありません。

分配重視型の税制への転換、そのための非課税の増税によって賄われていくことになります。法人税の引下げによる減収分は、成長による法人税収の増加では埋め合わせられないからであります。

しかし、平成十九年度国民経済計算によれば、この十年、日本の所得分配は、サラリーマンの賃金やボーナスが約十四兆円減る一方で、企業所得が約十四兆円増えるという好対照を現じております。企業と株主に所得が偏在し、企業の重要なステークホルダーである被雇用者に適切に分配されているとは言い難い状況であります。税引き後の所得が、企業や株主、投資家に一方的に集中しないように、税制は転換すべきと考えますが、財務大臣、いかがでございましょうか。

第二点は、逆に分配重視型の税制に転換するかどうかであります。所得維持のための税制とも言えられます。定額給付金がその走りであります。給付付き税額控除がこの附則にも検討項目の一つとして記されています。給付付き税額控除は非課税所得層にも減税の恩典が届くようになります。

内閣総理大臣(麻生太郎君) 西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

○内閣総理大臣(麻生太郎君登壇、拍手) まず、税制改正の経済対策の中での位置付けについてのお尋ねがありました。

現下の金融経済情勢の下、当面は景気回復を最優先に図るため、政府は事業規模約七十五兆円の景気対策に取り組んでいます。今般の税制改正における国、地方を合わせた一兆円を超える大胆な減税はこうした景気対策の一環として講じられるものであります。国民の暮らしや企業活動を支えるため、幅広い分野にわたっております。

具体的には、住宅ローン減税の大幅な拡充、延長、そして、環境対応した車への自動車重量税・取得税の減免、中小企業の法人軽減税率の引下げ、農地に係ります相続税の納税猶予制度につきましては、農地の有効利用の促進に資する貸付けの場合も、これを適用の対象とするなどの措置を講じることとしております。

また、中小企業の雇用を維持し、事業を継承した場合においては、相続税や贈与税を猶予するこ

とわらず頑張っている低所得層に対しては負の所得税などで生活水準を維持できるようにすべきで

官 報 (号 外)

といたしており、地域社会やコミュニティの維持にも役立つのではないかと考えております。これらの施策は、我が国の内需を力強く刺激し、早期の景気回復の実現に資するとともに、将来の我が国新たな成長を切り開くものではなかと考えておる次第であります。

自動車関係諸税についてのお尋ねもありました。

今回の税制改正では、厳しい経済情勢の下、環境性能に優れた自動車について思い切った減税を講じることといたしております。御指摘の自動車関係諸税の簡素化、負担の軽減の在り方につきましては、税制改正法案の附則で示されており、今後の税制抜本改革において、厳しい財政事情や環境に与える影響などを踏まえつつ、総合的に今後検討してまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣与謝野馨君登壇、拍手〕

○国務大臣(与謝野馨君) 御質問にお答えを申し上げます。

税制改正法案が三月末までに成立しなかった場合の国民生活への影響についてお尋ねがございました。

まず、租税特別措置の適用期限切れについて。住宅用家屋や土地の売買等に係る登録免許税の軽減措置を始め、各種の登録免許税に係る軽減措置の失効等により、様々な取引等の当事者にとって想定外の負担増が発生をいたします。

紙巻きたばこやウイスキー等の携帯品輸入に係

る特例税率が失効するため、たばこ税や酒税の税率と消費税額とを個別に算出する必要が生じ、旅行者が行う通関時の納税手続が煩雑化し、スマートな通関に支障が発生をいたします。

特定の石炭に係る石油石炭税の免税措置が失効するため、鉄鋼等製造用の石炭の価格の上昇により、鉄鋼産業等の国際競争力の低下や鉄鋼等を使用する製品の価格高騰が生じます。

以上に申し上げましたような例など、国民生活等に混乱が生じます。

また、住宅ローン減税や中小法人等の欠損金の繰戻し還付など景気対策の遅れを招き、国民生活や企業活動への影響が懸念をされます。

税制改正法案の年度内成立に向け、議員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、住宅ローン減税についてお尋ねがあります。

現行の延滞税の割合は、現在における民間や他の公租公課の遅延損害金等とも比較しても、決して高い水準にあるわけではなく、歴史的にも、シヤウプ勧告以来、民間の遅延損害金等をしました。

なお、延滞税については、充実した減免措置が設けられており、個々の納税者の状況に応じて配慮が行われているところあります。

次に、所得分配と税制抜本改革の方向性についてお尋ねがありました。

企業活動によって得られた付加価値の分配の在り方については、基本的には個々の企業における配当戦略や労使交渉などによって決まるものであり、税制が与える影響について一概に申し上げることは困難であります。

他方、今後、社会保障の安定財源の確保や社会における様々な格差の是正、経済の成長力強化といった課題に対応するため、税制の抜本改革に当たっては、幅広い観点から、所得、消費、資産の税体系全般にわたる見直しを行つてまいりたいと

ことは困難でありますけれども、平成十九年度の調査によれば、資本金一億円未満の法人のうち、軽減税率の時限的引下げの対象となる利益計上法人の数は約八十三万、資本金一億円未満の法人に

関し、前年利益で本年欠損となり、欠損金の繰戻し還付の対象となる法人の事業年度の数は約十八万となっているところであります。

次に、延滞税についてのお尋ねがございま

いわゆる負の所得税についてお尋ねがありま

す。

税制改正法案においては、個人所得課税の見直しの基本的方向性として、格差のは正や所得再分配機能の回復の観点から、歳出面も合わせた総合的取組の中で、中低所得者世帯の負担軽減等を検討することとしております。今後、こうした基本的方向性に沿つて検討を行つていくことになりますが、いわゆる負の所得税についても、その中の一例として検討が行われることになると考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣二階俊博君登壇、拍手〕

○国務大臣(二階俊博君) 西田実仁議員にお答えいたします。

このため、経済産業省では、企業等の省エネギーの取組を支援するため、中堅・中小企業が無

料で利用できる省エネ診断、また省エネギー効果の高い設備の導入や技術の開発に対する補助など、総額一千億円程度の予算措置を講じており、これらは利益が上がつてない企業も利用可能となつております。

経済産業省としては、省エネを新たな需要と雇用を生む我が国、強みととらえ、引き続き強力に

推進してまいりたいと考えております。

次に、商店街活性化のための土地の譲渡所得の特別控除制度について、対象範囲についてのお尋ねがございました。

御指摘の制度は、今国会に提出しました商店街活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案に基づく経済産業大臣の認定を受けた商店街振興組合や事業協同組合等に対し、土地を譲渡した個人や法人が一千五百万円を上限に特別控除を受けられるものであります。

## 官 報 (号外)

この制度については、特に土地が譲渡される先を商店街振興組合等に限定していますが、これは、空き店舗の有効活用など商店街活性化の取組に継続して利用されることを確保するために商店街全体としての意思を確認が必要であり、なお、適切な行政上の監督を及ぼすことも可能な主体に限定すべきであるとの考え方に基づいたものであります。

一方で、商店街振興には様々な施策を講じており、経済産業省としては、本税制度のこの措置のほかに、地域住民の交流施設の整備、さらにイベント開催などのための補助金、人材育成等の支援策も実施することとしており、この中で法人格のない商店街にも支援を広げてまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、平成二十一年度地方財政計画についての國務大臣の報告並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律についての提出者の趣旨説明を求めたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。鳩山総務大臣。

〔國務大臣鳩山邦夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(鳩山邦夫君) 平成二十一年度地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律の趣旨について御説明申し上げます。

まず、平成二十一年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、既定の加算とは別枠で地方交付税を一兆円増額し、これに合わせて地方団体が雇用創出等を図るとともに生活者の暮らしの安心や地方の底力の發揮に向けた事業を実施するために必要な経費を計上しております。また、基本方針二

〇〇六等に沿って歳出全般にわたり見直しを行いつつ、その趣旨を御説明申し上げます。

平成二十一年度分の地方交付税の総額につきましては、雇用機会の創出等に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆円を加算すること等により十五兆八千二百二億円を確保するとともに、単位費用の改定を行うほか、平成二十一年度及び平成二十二年度における措置として地域雇用創出推進費を創設し、あわせて、自動車取得税の減税に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収

画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十二兆五千五百五十七億円となり、前年度に比べて八千四百五十七億円の減となっています。これは減となっておりますけれども、東京等、不交付団体の水準超経費が経済の変動で大きく落ち込んだためございまして、地方交付税を受け取っている団体だけで見ればプラスでございます。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

現下の経済財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成二十一年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行なっています。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成二十一年度分の地方交付税の総額につきましては、雇用機会の創出等に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆円を加算すること等により十五兆八千二百二億円を確保するとともに、単位費用の改定を行うほか、平成二十一年度及び平成二十二年度における措置として地域雇用創出推進費を創設し、あわせて、自動車取得税の減税に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収

額の一部を埋めるために地方特例交付金を拡充することとしております。

また、地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため、地方公営企業等金融機構の貸付業務を拡充し、その名称を地方公共団体金融機構に改めるとともに、公営企業・第三セクター等の抜本的な改革に伴つて必要となる一定の経費に充てるための地方債の特例を創設することとしております。

以上が、平成二十一年度地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

以上が、平成二十一年度地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

○議長(江田五月君) ただいまの報告及び趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。加藤敏幸君。

〔加藤敏幸君登壇、拍手〕

○加藤敏幸君 民主党の加藤敏幸です。

私は、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表し、ただいま議題となりました地方税法等の一部改正案並びに地方交付税法等の一部改正案に關し、与謝野財務・金融・経済財政政策大臣並びに鳩山総務大臣に質問させていただきます。

まず、地方経済と地方財政の現状認識についてお伺いします。

世界金融危機が実体経済を直撃し、世界同時不況が一段と深刻化する中で、我が国においても生産・消費共に著しく落ち込んでおります。昨年十月～十二月期の国内総生産は年率換算で一二・一%減となり、先進主要国で最も大きな落ち込み

官報 (号外)

となりました。輸出の減少が生産調整を引き起こし、それが雇用と消費を減らし、更に生産が減少していくという負の連鎖が止まりません。とりわけ自動車、電機、機械製造などの主要産業においては、来年度の生産計画も立てられない状況に追い込まれています。まさに、先が見えない、底が見えないという状況です。

与謝野大臣、現下のこの不況について、いつまで続くと考えておられますか。規模と期間についてお答えください。また、昨今の経済状況が地方経済や地場産業あるいは地域の雇用などに与える影響についてどのくらい深刻に受け止められているのか、与謝野大臣に伺いたいと思います。

関連して、鳩山大臣に伺います。

現下の厳しい経済情勢の中で、地方自治体の今後の税収入が大幅に落ち込むことが予想され、政府はこれまでの政策の延長線上に立ち、平成二十一年度政府予算案と今議題となっています地方財政にかかる二つの法案によって地方の財源不足を国から補てんされようとしています。

その手法は、地方財政の不足分約十兆円のうち、約五兆五千億円を国と地方が折半し負担するというものです。地方負担分二兆七千億円は、赤字地方債の一種である臨時財政対策債を発行することで賄おうとしています。政府は、地方が臨時財政対策債を発行したら、その元利償還金相当額の全額を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入するとしています。

しかし、こんなことをいつまでも続けていては、地方が支払う元利償還金がどんどん積み上がり、受け取る地方交付税の多くが借金の返済に充

てるための財源になってしまふことが懸念されま

す。必要な行政サービスの財源が不足することに

もありかねません。

そこで、鳩山大臣に伺います。まず、約十兆円という不足分の見通しは適切なのか、更なる減収となる可能性はあるのかどうか、お答えください。不況が長期化するとの予測の中での毎年将来にシケを回すやり方で本当にいいのかどうか、併せてお答えください。

次に、地域雇用対策について質問します。

政府は、生活防衛のための緊急対策として、地方交付税の一兆円の増額を別枠で確保し、そのうち五千億円を地域雇用創出推進費の創設に充てられることにしています。しかし、これを全国の自治体に分配すると、個々の自治体では不十分な予算としかなりません。線香花火を大きく見せようとしても無理なのでしょうか。

多くの都道府県や市町村は、当面の緊急対策として、期間を限定した臨時雇用の場を自ら用意す

ることなどを考えておられますのが、これは臨時応急の処置です。雇用創出のためには長期雇用、安定雇用にあります。雇用情勢が一段と厳しくなる

定額給付金の経済効果については、政府でさえ、名目GDPの約〇・四%に当たる約二兆円を投じるにもかかわらず、実質GDP成長率をわずか〇・一五%ポイント程度押し上げる効果しかないと認めています。また、景気が今後ますます悪化する見込みの中で、給付金が貯蓄ではなく、どれほど消費に回るのかも不透明です。

元々生活のために経済があるのであり、経済のために生活があるのではありません。消費拡大には安定的な所得増の確立が不可欠です。その意味で、この財源は、本来、雇用・貧困対策や地域医療の整備など他の目的を持つた政策に回すべきで

す。必要な行政サービスの財源が不足することに

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題点につきましては私どもが繰り返し追及してきたわけがありますが、実施段階に至りましたので、今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。定額給付金関連法案は、本院において否決されたにもかかわらず、衆議院での再議決によって成

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題点につきましては私どもが繰り返し追及してきたわけがありますが、実施段階に至りましたので、今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。定額給付金関連法案は、本院において否決され

たにもかかわらず、衆議院での再議決によって成

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題

点につきましては私どもが繰り返し追及してきた

わけがありますが、実施段階に至りましたので、

今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活

支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この

疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多

くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二

次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。

定額給付金の経済効果については、政府でさ

え、名目GDPの約〇・四%に当たる約二兆円を投じるにもかかわらず、実質GDP成長率をわずか〇・一五%ポイント程度押し上げる効果しかないと認めています。また、景気が今後ますます悪化する見込みの中で、給付金が貯蓄ではなく、ど

れほど消費に回るのかも不透明です。

元々生活のために経済があるのであり、経済の

ために生活があるのではありません。消費拡大には

安定的な所得増の確立が不可欠です。その意味

で、この財源は、本来、雇用・貧困対策や地域医

療の整備など他の目的を持つた政策に回すべきで

す。必要な行政サービスの財源が不足することに

なりかねません。

そこで、地方分権問題については、現在、地方分権改革推進

作業が始まっています。定額給付金が持つ問題

点につきましては私どもが繰り返し追及してきた

わけがありますが、実施段階に至りましたので、

今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活

支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この

疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多

くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二

次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。

定額給付金関連法案は、本院において否決され

たにもかかわらず、衆議院での再議決によって成

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題

点につきましては私どもが繰り返し追及してきた

わけがありますが、実施段階に至りましたので、

今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活

支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この

疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多

くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二

次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。

定額給付金関連法案は、本院において否決され

たにもかかわらず、衆議院での再議決によって成

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題

点につきましては私どもが繰り返し追及してきた

わけがありますが、実施段階に至りましたので、

今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活

支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この

疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多

くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二

次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。

定額給付金関連法案は、本院において否決され

たにもかかわらず、衆議院での再議決によって成

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題

点につきましては私どもが繰り返し追及してきた

わけがありますが、実施段階に至りましたので、

今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活

支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この

疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多

くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二

次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。

定額給付金関連法案は、本院において否決され

たにもかかわらず、衆議院での再議決によって成

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題

点につきましては私どもが繰り返し追及してきた

わけがありますが、実施段階に至りましたので、

今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活

支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この

疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多

くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二

次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。

定額給付金関連法案は、本院において否決され

たにもかかわらず、衆議院での再議決によって成

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題

点につきましては私どもが繰り返し追及してきた

わけがありますが、実施段階に至りましたので、

今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活

支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この

疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多

くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二

次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。

定額給付金関連法案は、本院において否決され

たにもかかわらず、衆議院での再議決によって成

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題

点につきましては私どもが繰り返し追及してきた

わけがありますが、実施段階に至りましたので、

今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活

支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この

疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多

くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二

次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。

定額給付金関連法案は、本院において否決され

たにもかかわらず、衆議院での再議決によって成

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題

点につきましては私どもが繰り返し追及してきた

わけがありますが、実施段階に至りましたので、

今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活

支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この

疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多

くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二

次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。

定額給付金関連法案は、本院において否決され

たにもかかわらず、衆議院での再議決によって成

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題

点につきましては私どもが繰り返し追及してきた

わけがありますが、実施段階に至りましたので、

今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活

支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この

疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多

くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二

次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。

定額給付金関連法案は、本院において否決され

たにもかかわらず、衆議院での再議決によって成

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題

点につきましては私どもが繰り返し追及してきた

わけがありますが、実施段階に至りましたので、

今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活

支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この

疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多

くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二

次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。

定額給付金関連法案は、本院において否決され

たにもかかわらず、衆議院での再議決によって成

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題

点につきましては私どもが繰り返し追及してきた

わけがありますが、実施段階に至りましたので、

今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活

支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この

疑問は私たちだけが持つ疑問ではありません。多

くの経済学者やアナリストが平成二十年度の第二

次補正予算の中で最も評価できない施策として定額給付金を挙げています。

次に、定額給付金について質問いたします。

定額給付金関連法案は、本院において否決され

たにもかかわらず、衆議院での再議決によって成

立し、現在、各自治体において定額給付金の給付作業が始まっています。定額給付金が持つ問題

点につきましては私どもが繰り返し追及してきた

わけがありますが、実施段階に至りましたので、

今後の問題について質問いたします。

まず、麻生総理大臣は、この定額給付金は生活

支援ではなく景気対策だとし、御本人も受け取られることを表明されました。しかし、この定額給

付金は本当に景気対策となるのでしょうか。この

官 報 (号 外)

れ、さらに維持管理コストについても地方の負担が継続されることになつております。現在、地方財政がますます苦しくなつていく中で、この地方負担分の大きさが問題となつております。

民主党は既に、国の直轄事業に対する地方負担金制度を廃止し、地方負担をなくすことを主張しています。昨年の通常国会では、道路特定財源制度改革法案に同制度の廃止を盛り込み、参議院に

提出いたしました。  
そこで、鳩山大臣に伺います。民主党のこの提案に対してもどのようにお考えでござりますか。次に、地方税法の改正案の具体的な内容について

て質問いたします。

特例措置が延長されます。これらの政策渦巻は、政策目標に沿って市民の経済活動を誘導していくと、いうものですが、政策減税はどうしても一部の住民にしか利益をもたらさず、その政策効果も明確です。その上、政策減税が多用されると、全く余裕のない地方財源をますます減少させることになります。

今回改正では、住宅ローン減税と自動車取得税の減税分については減収補てん特例交付金として国から充当されています。しかし、現在においても複雑な地方税財政制度を一層国民に分かりにくくするだけでなく、そもそも景気対策、経済対策は本来国が行うべき施策であります。当然、その財源も国が負担すべきものです。

を確保していくためには、抜本的な地方再生策が

述べており、検討、見直しなど、あいまいな言葉のオンパレードです。

ます。

さらに、政府・与党は、具体策の検討を地方分権改革推進委員会に丸投げしていますが、同委員

卷之二十一

全くそんな能力がないことは明らかです。  
そこで、総務大臣に伺います。地方の財源を充  
実させるためにはどのような方策を実行するので  
すか、明確な答弁を求めます。

一本改革についで、失敗の部分がある、也

政収支黒字化の問題について質問いたします。本年一月十八日に閣議決定されました経済財政の中長期方針と十年展望において、麻生内閣は、二〇二一年までに国、地方の基礎的財政収支を黒字化させるとの目標の達成は困難になりつつあるとの情勢認識に立たれました。また、与謝野大臣は、先週、公の場で、財政規律の仕事は中期プロ

現在三位一体改革がもたらした問題点

発言の真意を伺います。  
また、これは重要な方針転換でありますから、  
閣議において正式決定し、速やかに国会に説明す  
べきではありませんか。どうされるのかお伺いし  
ます。

三〇三〇年版、四〇四〇年版

審議をしている段階であり、本日は地方財政にかかる予算関連法案を審議しているわけであります。なぜもっと早い時期に方針転換を議論できなかつたのか、また大規模な追加支出の検討に着手されなかつたのでしょうか。それでは平成二十二年政府予算案は取りあえずの予算案だったのであります。いずれにしても、現状認識が甘く、また本予算に関する国会での審議を形骸化するものであります。

し上げ、質問を終わります。

清聴ありがとうございました。（拍手）

〔國務大臣鳩山邦夫君登壇、拍手〕

○國務大臣（鳩山邦夫君） 加藤議員からの質問に順次お答えしてまいります。

地方の財源不足についてでありますと、景気後退に伴う大幅な税収の減少について、昨年十二月の時点ができる限り正確な見積りを行つて、その結果、平成二十一年度には十五兆円の財源不足が生じることとなつたわけでございまして、たゞ、今後の景気動向について全く予断を許さないものがあると考えておりまして、今後の税収の動向については注意深く見守つてまいります。

次に、地方の財源不足の補てん方法についてお尋ねがありました。

地方財政は極めて厳しい状況にありまして、国も景気の後退に伴い大量の特例公債発行を余儀なくされている状況から、このところ、十年以上でしようか、折半ルールの下で臨時財政対策債の発行がやむを得ないという状況が続いているわけでございます。

当面は景気回復を最優先として税収回復に努めています。今後経済状況を好転させることを前提に税制抜本改革に取り組む際には、やっぱり地方消費税の充実というのが何よりも大事。それから、これは地方交付税法に規定があると思うんですけれども、交付税が足りないという状況が三年以上続いた場合には地方交付税の法定率の在り方

、これも是非俎上に上げていかなければならぬといふふうに考えております。

雇用問題ですが、これは総理大臣が特別に地方交付税を一兆円増額をした、そのことによって、前年度より少なかつたはずの地方交付税が、十五兆八千二百億円ということで、今年度に比べて来年度は四千百億円増えることとなつたわけです

が、その一兆円の半分は地域雇用創出推進費としております。これは大いに工夫して各自治体で使つていただければ有り難い。

これに加え、第二次補正予算においては四千億円の基金を創設するなど、これは都道府県に創設して市町村も使えるという雇用対策でございまして、かなりの規模で精いっぱいの雇用対策を実施しておりますので、あとは地方公共団体がこれをうまく創意工夫でお使いいただきたいと、こう思つております。

地方分権改革についてのお尋ねでございますが、地方分権改革推進委員会の二次勧告は、国と地方の役割分担の見直しの観点から、百十六事項に及ぶ国の出先機関の事務権限について地方移譲等の見直しを行うとともに、地方再生、地域振興や出先機関を住民の目の届くものにする等の観点から、その組織の見直しを提言をいたしておりました。

第二次勧告の内容は、事務権限の見直し、出先機関の組織の改革のいざれの面でも地方分権の推進に資する重要な取組であると評価いたしておりました。ですが、一番重要なことは、地方分権といふことは国の事務や事業や権限をどこまで都道府県に移していくかということです。これが話題になつてありますけれども、やはりこういう時期でございますから、与野党が話し合つていくことが非常に大事だと思つております。

民主党は、直轄事業負担金制度の、これは廃止を言つておられると思うんですが、まだ具体的な提案の中身は詳しく知つておりませんのでお答えすることは差し控えますが、直轄事業負担金については様々な問題があると認識いたしております。大体、地方自治体にろくに相談しないで直轄事業だと、負担しようとすれば、それはやっぱりなかなか愉快な形にならない。こういう例は実際にあるわけですね、調べると。

それで、先ほど申し上げましたように、直轄事業自体を減らすことが大事だと、それが地方分権だと私は考えております。現在は国と地方の役割分担で補助金、交付税、税源配分の見直しについて一括的な検討を進めていきまして、直轄事業負担金についてもこの一環においてこれは真剣に検討をしていかなくちゃならない。知事会の意見も重視していこうと思っております。

次に、地方再生が必要であつて、大胆な政策を実行すべきではないかというお尋ねがありました。政府としては、生活者、中小企業、地方という三つの重点で七十五兆円の経済対策を切れ目なく進めることとして、また地方交付税は、しつこいようですが、一兆円増額をしたと、こういうことなのでございます。

民主党の御提案には、政府の対策に実質的に盛り込まれているものもありますし、必ずしも将来的な財源の裏付けが明確でない政策もあると考へております。ですが、一番重要なことは、地方分権といふことは国の事務や事業や権限をどこまで都道府県に移していくかということです。これが話題になつてありますから、与野党が話し合つていくことが非常に大事だと思つております。

実は、おととい、生まれて初めて雑誌で兄弟対談をいたしました。これはお互いの政策だと思つておられると思うんですけど、まだ具体的なものはこれは話し合つて実行するという点のみでは兄弟一致いたしております。

次に、地方の財源の充実のための方策についてお尋ねがありました。

地方の発展なくして国の発展はありません。地方税財源を充実することは重要な課題でございます。今後、税制抜本改革に取り組む際には、地方消費税の充実を図るなど、や

りも税源の偏在性が小さくて税収が安定的な地方税体系を構築するということが基本でございますので、やはり地方交付税の法定率の在り方等についても地方税財源の充実という観点で取り組んでまいります。

三位一体についてのお尋ねがございまして、これはやっぱり三位一体という改革は、所得税を住民税に三兆円移し替えたという意味では非常に先駆的なものであり、地方税財政政策の第一歩であるという評価はできると思いますが、何事にも改革には光と影がございまして、やっぱり地方交付税の削減が結果として非常に急激であったということが、現在やはり地方の厳しい状況に影響を及ぼしていることは否定できない。とりわけ、財政力の弱い地方公共団体には厳しい状況が続いていると思つております。

したがつて、平成二十一年度には、既定の加算とは別枠で地方交付税を一兆円増額して、前年度を四千百億円上回る地方交付税総額を確保いたしました。

以上でございます。（拍手）

## 〔國務大臣与謝野馨君登壇、拍手〕

○國務大臣(与謝野馨君) 加藤議員の御質問にお答えします。

議員の御指摘のとおり、内外多くの経済指標は依然として悪化の方向を示しており、我が国の景気は当面悪化が続き、引き続き厳しいものになると考えております。加えて、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念、株式市場の変動の影響など、景気を更に下押しするリスクが存在することに留意する必要があると考えております。

民主党が御提案されている経済対策は一生懸命作られたものであると考えておりますが、必ずしも財源の裏付けが明確でない施策が含まれていると考えております。一方、政府が取りまとめました経済対策には、民主党の御提案に関連する施策

金は、家計への緊急支援としての効果を迅速に実現するとともに、所得の高くなき方にも広く公平に行き渡らせることにより、消費を下支えする効果があると考えております。

次に、民主党の経済対策についてお尋ねがありました。

民主黨が御提案されている経済対策は一生懸命作られたものであると考えておりますが、必ずしも財源の裏付けが明確でない施策が含まれていると考えております。一方、政府が取りまとめました経済対策には、民主党の御提案に関連する施策

は、家計への緊急支援としての効果を迅速に実現するとともに、所得の高くなき方にも広く公平に行き渡らせることにより、消費を下支えする効果があると考えております。

○議長(江田五月君) 河合常則君。

〔河合常則君登壇、拍手〕

○河合常則君 自由民主党の河合常則でございま

す。

私は、自由民主党、公明党を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案等について、総務大臣に質問いたします。

しながら、経済状況が極めて流動的、不透明な中では、一定の確度を持つて見通すことは困難であります。当面は、財政規律の観点から、現行の努力目標の下で、景気の回復を最優先としつつ、財政健全化に取り組んでまいります。

麻生総理は施政方針演説で、当面は景気対策、中期的に財政再建、中長期的には改革による経済成長と明言されています。そのためにも、今後、経済対策や財政政策とともに税制の将来像を国民に示すことは避けて通れない課題であると思います。これは国民に生活の将来像を描き出すことであり、国民の安心感につながり、ある面では景気にむしろプラスの影響があると言えると考えます。

国民に示すことは避けて通れない課題であると思われます。これは国民に生活の将来像を描き出すことと、中期的に財政再建、中長期的には改革による経済成長と明言されています。そのためにも、今後、経済対策や財政政策とともに税制の将来像を

取り戻すことが日本の経済の回復になり、日本の底力を支える大きな力になるものと信じます。

中期的に財政再建、中長期的には改革による経済成長と明言されています。そのためにも、今後、経済対策や財政政策とともに税制の将来像を

改正案も含まれております。

道路特定財源の一般財源化に關して、その具体的な内容を担当大臣としての所感を交えてお伺いいたします。

次に、個人住民税における住宅ローン減税の創設についてお伺いします。

景気対策としては、関連産業が多岐にわたり、すそ野が広い住宅建設を増加させることができ波及効果や雇用創出効果の面で非常に有効だと存じます。

住宅着工件数は、平成十八年では百三十万戸の高水準にございましたが、平成二十年には二十戸少ない約百十万戸という状況でありますので、住宅需要を刺激するための税制面での大胆な措置を講ずることは大切なことだと思います。特に、これまでの住宅ローン減税は所得税だけの対応でしたが、今回の地方税法改正案では、個人住民税についても住宅ローン減税を行うこととしております。

今回の措置は、そのままでは地方自治体の財源が減ることが懸念されますが、そのすべてを国で補てんすることも決まっております。現在の景気情勢を踏まえた画期的な特例措置として高く評価したいのであります。

が、しかし地方では、若い人たちがローンを組んで住宅を建てようと思っても、銀行がローンを組んでくれないほどの状況も出始めています。そこで、このような過去最大規模と言われる住宅ローン減税の実施が宝の持ち腐れにならないように、どうPRし、どう借り手と貸し手に対策を立てこの仕組みを使ってもらえるようにするか、さ

らにこの政策にどのような効果を期待しているのか、お伺いいたします。

次に、地方交付税についてお伺いします。

一つは、総額確保についてでございます。

三位一体の改革は三方一両損ではなく、国も地方自治体も国民も皆同じように我慢したのではなく、一部の自治体には余り痛みがなく、地域間格差の拡大をもたらしたと見受けられます。

しかし、この平成二十一年度の当初予算は総理や総務大臣の頑張りで総額が増え、臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は五年ぶりに二十一兆円の大台に乗りました。特に日本の活性化のために、地方の底力を發揮するための条件の第一歩は整つたと思います。ようやく地方もちょっとだけ一息つけるのではないかと思うのですが、さ

す。

改めて総務大臣の目から見て、今回の地方財政計画の特徴とその評価をお聞きしたいと存じます。

改めて総務大臣の目から見て、今回の地方財政計画の特徴とその評価をお聞きしたいと存じます。

しかし、二つ目は、平成十九年度以降は経済財政諮問会議の二〇〇六骨太の方針に沿って歳出削減が行われていますので、この改革の方針の下にある限り、平成二十三年度までは基本的に歳出額の縮減が続くことになると推察します。平成二十年度は地方再生対策費の特別枠を設けて対前年度比増となり、平成二十一年度も雇用創出推進費という特別枠を設けて前年を上回ることができたものだと考えます。

この努力は大臣の特別な地方への思い入れのおかげと存じますが、今後、平成二十三年度まで二〇〇六骨太の方針を堅持されるのか、お伺いいた

します。  
公立病院に対する財政支援についてお伺いします。

今回の地方交付税の一兆円増額の一部を活用し

て、公立病院に対する財政措置を拡充することに

なったと聞きました。地方における医師不足もあり、公立病院の経営が年々厳しくなっているのは明らかですし、地域医療の中核を担う公立病院がなければ、救急医療や産科、小児科の分野で地方にかかわらず地域の方々が不安を覚えるのは当然

であります。医療は経済効率、経済原理だけで価値を測ることのできないものであります。

この住民の命を守るのは行政の最も重要な役割の一つだと思いますが、総務省としては公立病院の経営の健全化にどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお伺いします。

国直轄事業負担金の見直しについてお伺いします。

最近は幾つもの府県から直轄事業の負担金制度の見直しを求める意見が出ていているようになります。かつて地方財政がまだ今日ほどでなかつたとき、地元負担を当然と考えて、この事業をお願いしますという時代がありました。その事業が執行されてその継続の途中に負担できないという今までの意見が出てくるのは、聞いていて半分分かったような分からぬような複雑な気持ちなのです。国の直轄事業とはいっても、地域にとっての受益のある事業だと思います。そして、建設費の一部は負担やむなしとしても、維持管理費まで負担しているのはいかがなものかとも思うのですが、

います。

麻生総理には、世界的規模で混迷が深まる現在の状況であるからこそ、我が国地方経済の将来を見据えて、国民一人一人が希望と生きがいを実感する國づくりに邁進されますよう強く期待をいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣鳩山邦夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(鳩山邦夫君) 地方行政の経験の極めて長い河合先生のお話でございますので、順次お答えをしてまいりますが、先生ほど私は地方行政に詳しいわけではありませんが、先生のおつしやることを体してこれから総務大臣としての仕事をやつていきたいと、こう思います。

まず、地方税改革の方向性の問題でありますけれども、税制抜本改革や地方分権改革を通じて税

大臣は、先日の衆議院での質疑において、直轄事業は根本的に見直すべきであるという趣旨の答弁をされていますが、ここで改めて、直轄事業をやめたり少なくする見直しなのか、事業量はそのままか、増大しても地方の負担金を少なくする見直しなのか、事業内容別に、地域別に地元との話し合いで負担を求める見直しなのか、どのような姿が望ましいか、お考えをお聞きいたします。

最後になりますが、百年に一度と言われる不況の中で地方経済を立て直すこと、この重要性を

直しなのか、維持管理費の負担はなくするという見直しなのか、事業内容別に、地域別に地元との話し合いで負担を求める見直しなのか、どのような姿が望ましいか、お考えをお聞きいたします。

最後になりますが、百年に一度と言われる不況の中で強調させていただきます。日本の底力は地方の底力から生まれてくるものであります。地方の再生なくして日本の再生はありません。本予算とその関連法案が一刻も早く成立し、総額七十五兆円の経済対策が着実に実行され、更にその後も機動的に対策が打ち出される必要があります。

河合先生には、世界的規模で混迷が深まる現在の状況であるからこそ、我が国地方経済の将来を見据えて、国民一人一人が希望と生きがいを実感する國づくりに邁進されますよう強く期待をいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

源配分の見直しを行つて、結局、国と地方が一対一という税収比になるようにこれは努力する必要があると思つております。

とりわけ、中期プログラムに基づいて消費税の議論が起つてくるとなるば、それは何としでも地方消費税の充実を図るということが重要であつて、地方消費税は偏在性が極めて小さく、税収が安定的な地方税体系をつくることに対する非常に重要な役割を果たすと思つております。

地方の道路特定財源の一般財源化についてのお尋ねですが、今回の一般財源化は、自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限は廃止しました。地方道路譲与税は、これ道路譲与税という名称ですから、これを改めて地方揮発油譲与税に、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税とともに使途制限を廃止をしたわけでござります。これは、地方にとって自由に使える財源がどれだけあるかというのが地方自治の観点から、地方分権の観点から最も大事であつて、使途制限を廃した影響で地方の財政運営における自主性と自立性が必ず高まるものと考えております。

過去最大規模の住宅ローン減税についてございますが、今回の住宅ローン減税は最大控除可能額を過去最高水準まで引き上げたと、中低所得層にも広く効果が及ぶように、個人住民税からも税額控除する仕組みを創設しました。住宅投資の活性化とその効果の経済全体への波及を通じて景気回復にはこの住宅ローン減税は大きな貢献をするものと確信をいたしております。

ただ、個人住民税というのは地域経済の会費といふ性格があるのですから、税源移譲のときに

所得税から住民税に移ってきた部分のみ、つまり最大の控除額として我慢をしていただくなつたりわけ、中期プログラムに基づいて消費税の議論が起つてくるとなるば、それは何としでも地方消費税の充実を図るということが重要であつて、地方消費税は偏在性が極めて小さく、税収が安定的な地方税体系をつくることに対する非常に重要な役割を果たすと思つております。

地方財政計画の特徴と評価ということですが、だから、既定の加算をどうやりましても十四兆八千億円ぐらいにしかならなかつたと。これは、麻生総理の大英断で一兆円増額をしましたから、十五兆八千二百億円ということで、前年度、つまり前年度というと今年度ですね、来年度は今年度に對して四千百億円上回る、これは九年ぶりのこと

でござります。また、地方の一般歳出は平成十一年度以来十年ぶりに四千億円以上増加はしておるわけでござります。したがつて、知事会あるいは市長会等からも感謝の言葉は随分おかげさまでございました。そこで、地方交付税措置、これを二千九百三十億円だつたものを七百億円來年度は増やします。つまり、それだけ一般会計から病院会計への繰り出しができるようになつたのであります。

直轄事業負担金についてでございますが、これは先ほどから何度かお話をしておりますように、本来、地方分権といふものは国の事業や権限を地方に移すということですから、直轄事業の範囲を限定していくことが必要と。これは事業量を減らすということを言つてゐるのではなくて、国の直轄事業の範囲を減らして、その分は都道府県がやると、こういう考え方でござります。

先ほども御答弁申し上げましたが、都道府県管理国道の維持管理は全額都道府県でやつてゐる。また、國民生活と日本経済を守るべく、状況と。國管理の直轄国道はほとんど半々、五・五対四・五で、地方に大変な負担が行つてゐるというものはこれはちょっと不公平ではないかなと、こういう認識をいたしておりまして、いざれにいたしましても、国と地方の役割分担の在り方、つまり地方分権の在り方です。補助金、交付税、税源配分の見直し等一体的な検討を進めていく中で、直

轄事業の負担金について議論を進め、知事会等の要望もよくお聞きをして、国土交通大臣とも調整をしていきたい、財務大臣とも調整をしていきたいたいと考えております。

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

出席者は左のとおり。

議員 江田 五月君 副議長 山東 昭子君  
山下 芳生君 風間 直樹君  
舟山 康江君 植松恵美子君  
紙 智子君 川崎 稔君  
大島九州男君 水戸 将史君  
仁比 聰平君 松野 信夫君  
青木 愛君 藤谷 光信君  
加賀谷 健君 井上 哲士君  
犬塚 直史君 津田弥太郎君  
足立 信也君 藤本 祐司君  
市田 忠義君 小池 晃君  
岩本 司君 那谷屋正義君  
藤田 幸久君 ピン・マルティ君  
佐藤 公治君 森葉賀津也君  
内藤 正光君 中村 哲治君  
浅尾慶一郎君

官 報 (号 外)

平成二十一年三月十八日 参議院会議録第十一号

參議院會議錄第十一號

## 議長の報告事項

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 財政金融委員

辞任

補欠

農林水産委員  
長谷川大紋君 山田 俊男君  
藤井 孝男君

## 農林水産委員

辞任

補欠

国土交通委員  
藤井 孝男君 山田 俊男君  
長谷川大紋君

## 国土交通委員

辞任

補欠

国家基本政策委員  
尾辻 秀久君 長谷川大紋君

## 国家基本政策委員

辞任

補欠

予算委員  
平田 健二君 石井 一君

## 予算委員

辞任

補欠

行政監視委員  
石井 一君 平田 健二君  
大石 尚子君 田中 康夫君  
郡司 彰君 主濱 了君  
自見庄三郎君 長谷川憲正君

## 行政監視委員

辞任

補欠

農林水産委員会  
理事 郡司 彰君 (主濱了君の補欠)  
理事 高橋 千秋君 (平野達男君の補欠)

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

## 議院運営委員会

## 議長の報告事項

理事 魚住裕一郎君 (魚住裕一郎君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改めた。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

正する法律案(衆第四号)

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改めた。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第四号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度に

おける生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案

同日次の内閣提出案を衆議院に返付した。

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を否決した旨衆議院に通知した。

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案

三分の二以上の多数で再びこれを可決した旨の通

知書を受領した。

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律

同日議員から次の質問主意書が提出された。

アイヌ民族および琉球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第七六号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

ホワイトビーチ原潜問題に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第七二号)

麻生首相の外遊に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第七三号)

米軍再編に係る在沖縄海兵隊のグアム移転に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第七四号)

木庭健太郎君 草川昭三君  
西田 寒仁君 澤雄二君  
田中 康夫君 大石尚子君  
長谷川憲正君 自見庄三郎君  
平田 健二君 石井一君  
岩城光英君 佐藤昭郎君  
関口昌一君 山谷えり子君  
山本一太君 二之湯智君  
草川昭三君 木庭健太郎君  
澤雄二君 西田寒仁君  
大門実紀史君 小池晃君  
荒井広幸君 大江康弘君

予算委員

辞任

補欠

予算委員

補欠

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

求職者等に対する能力開発の支援及び解雇等による離職者の医療保険に係る経済的負担の軽減のための緊急措置に関する法律案(大島敦君外七名提出)(衆第六号)

内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（細川律夫君外七名提出）（衆

第七号)

障害者権利条約の批准に関する質問主意書（神本美恵子君提出）（第七十九号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機構が保有する株式の議決権の行使に関する

質問主意書（大久保勉君提出）（第七五号）

アイヌ民族および琉球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問主意書(喜納昌吉君提

出) (第七六号)  
参議報關のオンライン請求の完全義務化の抜本

的見直しに関する質問主意書(辻泰弘君提出)

（第七七号）  
中国の沖縄総領事館開設の打診に関する質問主

意書(喜納昌吉君提出)(第七八号)

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

國家基本政策委員  
辯文

翻 住  
井上 哲士君  
大門 実紀史君

## 予算委員 辞任

吉川 德永 久志君 相原久美子君

報 告 (号 外)

鰐淵 洋子君	澤 雄二君	経済産業委員会
仁比 聰平君	山下 芳生君	理事 藤原 正司君 (鈴木陽悦君の補欠)
松下 新平君	荒井 広幸君	理事 山根 隆治君 (藤末健三君の補欠)
決算委員	仁比 聰平君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
辞任	補欠	生活保護活用に関する再質問主意書(仁比聰平君提出)(第八一號)
行政監視委員	大門実紀史君	漆間巖内閣官房副長官の「自民党には捜査が及ばない」との趣旨の発言に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第八一號)
辞任	補欠	同日議員から次の質問主意書(松野信夫君提出)(第八一號)
議院運営委員	大門実紀史君	日米合同委員会合意の公表に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第八三號)
辞任	補欠	同日議長において、次のとおり常任委員の去る十三日議長において、次のとおり常任委員の
川合 孝典君	石井 一君	辞任を許可し、その補欠を指名した。
北川イッセイ君	島尻安伊子君	内閣委員
澤 雄二君	鰐淵 洋子君	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
同日議長において、次のとおり特別委員の許可し、その補欠を指名した。	大久保潔重君	土壤汚染対策法の一部を改正する法律案(閣法第五九號)
沖縄及び北方問題に関する特別委員	藤原 良信君	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第六〇號)
辞任	補欠	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(閣法第六一號)
喜納 昌吉君	武内 則男君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	藤原 良信君	消費者権利院法案(枝野幸男君外二名提出)(衆第八号)
内閣委員会	大久保潔重君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
法務委員会	山本 一太君	外交防衛委員
理事 柳澤 光美君 (芝博一君の補欠)	山本 一太君	法務委員
文教科学委員会	山下 芳生君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
理事 鈴木 寛君 (林久美子君の補欠)	近藤 正道君	行政監視委員
厚生労働委員会	大門実紀史君	参議院議員大久保勉君提出日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機構が保有する株式の議決権の行使に関する質問に対する答弁書(第七五號)
理事 中村 哲治君 (谷博之君の補欠)	渕上 貞雄君	参議院議員喜納昌吉君提出アイヌ民族および琉球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問に対する答弁書(第七六號)
理事 柳田 稔君 (家西悟君の補欠)	山下 芳生君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
議院運営委員	石井 一君	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案(園田博之君外六名提出)(衆第一〇號)
辞任	川合 孝典君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	林 久美子君	総務委員
沖縄及び北方問題に関する特別委員	松浦 大悟君	同日議長において、次のとおり常任委員の
辞任	補欠	許可を許可し、その補欠を指名した。
武内 則男君	喜納 昌吉君	同日議長において、次のとおり常任委員の
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	小川 敏夫君	総務委員
土壤汚染対策法の一部を改正する法律案(閣法第五九號)	犬塚 直史君	同日議長において、次のとおり常任委員の
自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第六〇號)	松浦 大悟君	許可を許可し、その補欠を指名した。
海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(閣法第六一號)	小川 敏夫君	同日議長において、次のとおり常任委員の
消費者権利院法案(枝野幸男君外二名提出)(衆第八号)	山本 一太君	許可を許可し、その補欠を指名した。
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	福島みづほ君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
外交防衛委員	渕上 貞雄君	行政監視委員
法務委員	福島みづほ君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	福島みづほ君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
行政監視委員	福島みづほ君	行政監視委員
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	福島みづほ君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
参議院議員辻泰弘君提出診療報酬のオンライン	福島みづほ君	参議院議員辻泰弘君提出診療報酬のオンライン



官 報 (号 外)

第三十一回オリンピック競技大会及び第五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議  
我が国において、一九六四年の東京オリンピック以来となるオリンピック夏季競技大会を開催することは、国際親善とスポーツ振興にとって極めて意義深いものである。

参議院は、来る二〇一六年の第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、一致協力して必要な活動を強力に推進するとともに、準備態勢の整備に万全を期すべきものと認める。

右決議する。

最低賃金法と公契約条例の関係に関する質問  
主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
平成二十一年二月二十四日  
参議院議長 江田 五月殿  
尾立 源幸

最低賃金法と公契約条例の関係に関する質問  
主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
平成二十一年三月六日  
内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿  
参議院議員尾立源幸君提出最低賃金法と公契約条例の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議長 江田 五月殿  
平成二十一年二月二十四日  
おおきに規定する総合評価方式による入札を行い、落札者を決定しようとする場合において、同条第三項に規定する落札者決定基準として、入札に参加する企業等の使用者が地域別最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払っているか否かを定めることは、最低賃金法上、問題となるものではない。

二の1について  
参議院議員尾立源幸君提出最低賃金法と公契約条例の関係に関する質問に対する答弁書  
地方自治体において、行政サービスを外部委託する際の労働者の最低賃金などを定める「公契約条例」の制定が模索されている。しかし、最低賃金法における地域別最低賃金額を上回る最低賃金額を、公契約条例において設定する場合、公契約条例と最低賃金法のいずれが有効か定かではな

い。そこで以下質問する。

一 公契約条例の中で、地域別最低賃金額を上回る最低賃金額と罰則を規定する場合について

ク以來となるオリンピック夏季競技大会を開催することは、国際親善とスポーツ振興にとって極めて意義深いものである。

1 最低賃金法から如何なる制約を受けるか。

2 実際に罰則を課すことは可能か。

二 地方自治体が執行する入札において、地方自

域別最低賃金額を上回る最低賃金額と罰則を規定する場合について

1 最低賃金法から如何なる制約を受けるか。

2 実際に罰則を課すことは可能か。

三 地方自治体が最低賃金法の趣旨を踏まえ、地

域別最低賃金額を上回る独自の最低賃金額を規

定した条例を制定することは可能か。

右質問する。

平成二十一年三月六日  
内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿  
参議院議員尾立源幸君提出最低賃金法と公契約

条例の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議長 江田 五月殿  
平成二十一年三月六日  
おおきに規定する総合評価方式による入札を行

い、落札者を決定しようとする場合において、

同条第三項に規定する落札者決定基準として、

入札に参加する企業等の使用者が地域別最低賃

金額を上回る賃金を労働者に支払っているか否

かを定めることは、最低賃金法上、問題となる

ものではない。

二の2について  
参議院議員尾立源幸君提出最低賃金法と公契約

条例の関係に関する質問に対する答弁書  
書

最低賃金法と公契約条例の関係に関する質問  
主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月六日  
内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿  
参議院議員尾立源幸君提出最低賃金法と公契約

条例の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議長 江田 五月殿  
平成二十一年三月六日  
おおきに規定する総合評価方式による入札を行

い、落札者を決定しようとする場合において、

同条第三項に規定する落札者決定基準として、

入札に参加する企業等の使用者が地域別最低賃

金額を上回る賃金を労働者に支払っているか否

かを定めることは、最低賃金法上、問題となる

ものではない。

二の3について  
参議院議員尾立源幸君提出最低賃金法と公契約

条例の関係に関する質問に対する答弁書  
書

最低賃金法と公契約条例の関係に関する質問  
主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月六日  
内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿  
参議院議員尾立源幸君提出最低賃金法と公契約

条例の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議長 江田 五月殿  
平成二十一年三月六日  
おおきに規定する総合評価方式による入札を行

い、落札者を決定しようとする場合において、

同条第三項に規定する落札者決定基準として、

入札に参加する企業等の使用者が地域別最低賃

金額を上回る賃金を労働者に支払っているか否

かを定めることは、最低賃金法上、問題となる

ものではない。

九条第一項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額（以下「地域別最低賃金額」という。）を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないこととすることは、同法上、問題となるものではない。

三について  
最低賃金法上の地域別最低賃金は、労働者の労働条件の改善を図るとともに、事業の公正な競争の確保に資すること等を目的として、地域の経済状況等を踏まえつつ、一方で全国的に整合性のある額を設定するものであり、御指摘の

ような条例は、このような地域別最低賃金の趣旨に反するものであることから、これを制定するることは、地方自治法第十四条第一項の規定に違反するものであると考える。

一の2について  
お尋ねについては、具体的にどのような行為に対して罰則を課すこととなるのか必ずしも明らかでないが、一般に、地方公共団体は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十四条の規定に基づき、条例を制定し、当該条例中に罰則を設けることができる。

二の1について

お尋ねについては、具体的にどのような行為に対して罰則を課すこととなるのか必ずしも明らかでないが、一般に、地方公共団体は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十四条の規定に基づき、条例を制定し、当該条例中に罰則を設けることができる。

三の2について  
最低賃金法上の地域別最低賃金は、労働者の労働条件の改善を図るとともに、事業の公正な競争の確保に資すること等を目的として、地域の経済状況等を踏まえつつ、一方で全国的に整合性のある額を設定するものであり、御指摘の

ような条例は、このような地域別最低賃金の趣旨に反するものであることから、これを制定するることは、地方自治法第十四条第一項の規定に違反するものであると考える。

国家公務員制度改革に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月二十四日  
参議院議長 江田 五月殿  
嘉納 昌吉

国家公務員制度改革に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月二十四日  
参議院議長 江田 五月殿  
嘉納 昌吉

憲法第十五条第二項は、「すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」

と、公務員のあるべき姿について理念を規定している。すべての公務員制度改革は、この規定にしたがつて行われなければならない。そこで、以下質問する。

一 政府は、「公務員制度改革に係る『工程表』」で「天下り」の根絶」と述べている。しかし、「天下り」は、戦前の「天皇の官吏」の発想の言葉というべきであり、「全体の奉仕者」である公務員（憲法第十五条第二項）にまつたくふさわしくな

い。「天下り」を認めるることは、「特権者である公務員」の存在を許すことであり、国民民主権と法の下の平等に基づく民主制国家の憲法の思想に反すると考えるが、いかがか。

二 「工程表」でいう「天下りの根絶」とは、「各府省による再就職のあつせんをなくすこと」である。「各府省による再就職のあつせん」が「内閣総理大臣による再就職のあつせん」に変わるに過ぎず、国家公務員が営利企業、独立行政法人、公益法人等に再就職すること自体がなくなるわけではない。これは国民一般の常識に著しく反すると言えるが、いかがか。

三 「各府省による再就職のあつせん」が「内閣総理大臣による再就職のあつせん」に変わつても、真に問題とすべきは、(1)官僚による保証はない。真に問題とすべきは、(1)官民懇親による再就職と、(2)税金の無駄遣いとなる独立行政法人、公益法人等への再就職であり、今日国民から厳しく非難されている「渡り」は、(1)(2)のいずれにも関係する。これらは「内閣総理大臣による再就職のあつせん」で直ちに解決する問題ではない。こうした本筋の事柄を国民に伝えずに、「天下り」の根絶などと宣伝するのは、国民を騙す行為にほかならないと考えるが、いかがか。

四 そもそも国家公務員法は、職員が定年(六十歳)まで勤務することを原則としており(第八十一条の二)、法律の誠実な執行(憲法第七十三条第一号)のためには、定年制を完全実施すること以外にない。「各府省による再就職のあつせ

ん」は、職員の早期退職勧奨に伴つて人事慣行として事实上行われてきたに過ぎない。また、早期退職勧奨の原因が、やはり人事慣行であることは、間違いない。

キャリアシステムによることは、間違いない。単なる人事慣行が法の原則を破るという不正常極まりない事態が続いてきたのである。国家公務員の人事を正常化するためには、キャリアシステムを完全に廃止して、これらの不公正な人事管理を必要としない状況(定年制の完全実施)を創り出すほかないと考えるが、いかがか。

五 キャリアシステムとは、採用時の一回限りの試験で中央省庁等の幹部要員の選抜を行い、同期の者はほぼ同時期に昇進していくことを原則とする人事慣行であり、その本質的問題は、本來職務遂行を通じてしか適正に行えないはずの幹部要員の選抜を採用試験に著しく重点を置いて行っている点にある。これは、戦前の「天皇の官吏」の思想が残る人事管理の方法であり、

キャリア職員とノンキャリア職員を区別することで、一種の身分制度のように機能しているとともに、専門職に対する著しい低評価にもつながっている。専門知識を伴わないジエネラリスト、ただの管理職が評価されることは、国民一般の常識であるが、公務の世界ではその逆である。明らかに非合理的で非民主的、時代遅れの人事管理というほかない。このような現状を正直に認めなければ、公務員制度の改革はあり得ないと考えるが、いかがか。

六 国家公務員制度改革基本法は、キャリアシステムの廃止を目的として立案されたはずである。明らかな人事管理制度の改革はあり得ないと考えるが、いかがか。

る。ところが、同法では、採用試験を「総合職試験・一般職試験・専門職試験」等に分け、「総合職試験」は、「政策の企画立案に係る高い能力を有するかを重視して行う試験」と位置付け、さらに、「幹部候補育成課程」では「管理職員に求められる政策の企画立案に係る能力の育成を目的とした研修を行う」としている。か

りに「総合職試験」の採用者数を現行の一種試験採用者数よりも絞った上、「総合職試験」を「幹部候補育成課程」に直結する人事運用が行われる場合には、逆にキャリアシステムを維持強化し、スーパー・キャリアを誕生させることも大いにあり得る。このような結果になれば、国民の信頼を裏切ることは間違いない。参議院行政監視委員会調査室が昨年十一月にまとめた「国家公務員制度改革とキャリアシステムに関する意見調査」でも、このことは明らかである。そのようになるとならぬよう、「総合職試験」の採用者数が現在のI種試験の採用者数以上となるようく制度設計を行うことが、最低限必要と考えるが、いかがか。

七 昨年十二月、警察庁のキャリア職員が、成田空港の手荷物検査で化粧水の持込みを制止されたことで、女性検査員に暴行を働き、逮捕されたという事件が起きた。このキャリア職員は倫理担当だったという。この事件を見ると、国家公務員のキャリア職員が持つ特権的意識は、公務員の基本的性格全体の奉仕者)に反する深刻な問題であることがわかる。法の執行である公務がすべての国民に対し平等に行われなければ

ならないことは、反論の余地のない原理原則であり、それが幹部候補で倫理担当のキャリア職員によって破られているからである。まさに特権的意識は、民主制国家の公務員倫理における根元的害悪であり、憲法の理念に反すると考へるが、いかがか。

八 今から六十年以上も前の昭和二十二年、日本国憲法の施行とともに、公務員は「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」となり、その結果、公務員制度についても根本的な改革が行われた。そして、昨年六月、参議院内閣委員会における国家公務員制度改革基本法案の採決が行われ、その際の附帯決議では、キャリアシステムの廃止に關して、「公務員が憲法第十五条第二項に規定する全體の奉仕者であることを踏まえ、幹部候補育成課程の対象者に特権的意識を持たせるものとならないよう研修等において十分分配慮しなければならないこと」が明記された。公務員の特権者を作り出すキャリアシステムを完全に廃止し、特権的意識ではない、職業公務員としての高いプライドを持つ優秀な幹部職員を選抜するためには、国家公務員制度創設の原点に立ち返ることが必須と思われるが、いかがか。

右質問する。

平成二十一年三月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿  
参議院議員喜納昌吉君提出国家公務員制度改革に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。





向元との利益相反に関する規則等がある場合は、その規則等を明らかにされたい。規則等がない場合は、ないことに対する政府の見解を明らかにされたい。

四 機構の役職員に民間企業や医療機関等からの出向者がいる場合は、それぞれの数と出向元を明らかにされたい。また、民間企業や医療機関等からの出向者の職務において、出向元との利益相反に関する規則等がある場合は、その規則等を明らかにされたい。規則等がない場合は、ないことに対する政府の見解を明らかにされたい。

五 機構の年金福祉施設等の売却に係る業務の一 般競争入札において、民間企業や医療機関等からの出向者が入札に係る業務を行うことが適切かどうかが政府の見解を明らかにされたい。また、年金福祉施設等の売却に係る業務につき、機構発足時から的一般競争入札において、民間企業や医療機関等からの出向者の、出向元の企業や機関等もしくは出向元の企業や医療機関等と密接に関連する企業や機関等が落札した事例（複数の企業や機関等が落札した場合の一団に出向元の企業や医療機関等が参加している事例を含む。）がある場合は、全て明らかにすることである」という批判に対する政府の見解を明らかにされたい。

六 機構が保有する社会保険病院及び厚生年金病院について、平成十五年度から平成十九年度までの、医業収益（入院収益、外来収益及びその他医業収益の区分別を含む）、医業外収益、医

業費用（給与費、材料費、経費、減価償却費及びその他の区分別を含む。）及び医業外費用を、各病院別に明らかにされたい。また、収益合計（医業収益と医業外収益の合計）と費用合計（医業費用と医業外費用の合計）及び両者の差も、各病院別に明らかにされたい。さらに、これらの医業費用（給与費、材料費、経費、減価償却費及びその他の区分別を含む。）及び医業外費用が適正かどうかということと、これまでの合理化計画に対する政府の見解を明らかにされたい。

七 前項を明らかにするに当たり、医療法による医療法人が一般に採用している会計基準と異なる会計基準が用いられている場合は、その会計基準について採用理由を付して明らかにするとともに、差異が生じていることに対する政府の見解を明らかにされたい。また、医療法による医療法人に一般に適用されている税法の取扱基準と異なる取扱基準が適用されている場合も、その取扱基準について採用理由を付して明らかにすることとともに、差異が生じていることに対する政府の見解を明らかにされたい。

八 機構が保有する社会保険病院及び厚生年金病院について、売却や廃止等の処分方法及び処分時期が決定していれば、処分方法及び処分時期を、各病院別に明らかにされたい。処分方法及び処分時期が決定しないければ、処分方法及び処分時期が決定する時期の目途を、各病院別に明らかにされたい。

（医業収益と医業外収益の合計）と費用合計（医業費用と医業外費用の合計）及び両者の差も、各病院別に明らかにされたい。さらに、これらの医業費用（給与費、材料費、経費、減価償却費及びその他の区分別を含む。）及び医業外費用が適正かどうかということと、これまでの合理化計画に対する政府の見解を明らかにされたい。

九 参議院議員大久保勉君提出独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に関する質問に対する答弁書

平成二十一年三月六日

参議院議長 江田 五月殿	内閣総理大臣 麻生 太郎
--------------	--------------

参議院議員大久保勉君提出独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に関する質問に対する答弁書

平成二十一年三月六日

参議院議長 江田 五月殿	内閣総理大臣 麻生 太郎
--------------	--------------

参議院議員大久保勉君提出独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に関する質問に対する答弁書

ることから、利益相反に関する規則等が作成されていないことが、特に問題であるとは考えていない。

一日現在で、東京都を退職した者が一名、厚生労働省からの出向者が三名及び社会保険庁からの出向者が八名である。また、株式会社三井住友銀行からの出向者が五名、住友不動産株式会社、東急不動産株式会社、中央三井信託銀行株式会社、株式会社みずほ銀行、三菱地所株式会社、日本調剤株式会社及び税理士法人山田&パートナーズからの出向者が各一名である。

また、機構においては、お尋ねの利益相反に関する規則等は作成していないが、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構倫理規程において、「役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利害のために用いてはならないこと。」という倫理行動規準を定め、この倫理行動規準に従つて行動するよう、役職員に対する指導が行われており、利益相反に関する規則等が作成されていないことが、特に問題であるとは考えていない。

五について

社会保険病院及び厚生年金病院（以下「社会保険病院等」という。）は、政府管掌健康保険等の被保険者や地域住民に対する医療の確保という役割を果たしてきたと認識している。

二について

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）の役職員数は、本年一月一日現在で、役員が四名、常勤職員は三十八名であり、これは、機構の業務遂行上、必要な人数であると考える。

お尋ねの委員会等については、機構に譲渡業務諮問委員会が設置されており、その委員は、松田昇法律事務所長松田昇氏、一橋大学大蔵学院教授安田隆二氏、株式会社ゴールドクレスト代表取締役社長安川秀俊氏、日本調剤株式会社代表取締役社長三津原博氏及び静岡県立大学教授西田在賢氏の五名である。

また、機構においては、お尋ねの利益相反に関する規則等は作成していないが、当該委員は、直接、機構の業務には従事しないものである。

三及び四について

お尋ねの出向者の数等については、本年一月一日現在で、東京都を退職した者が一名、厚生労働省からの出向者が三名及び社会保険庁からの出向者が八名である。また、株式会社三井住友銀行からの出向者が五名、住友不動産株式会社、東急不動産株式会社、中央三井信託銀行株式会社、株式会社みずほ銀行、三菱地所株式会社、日本調剤株式会社及び税理士法人山田&パートナーズからの出向者が各一名である。

また、機構においては、お尋ねの利益相反に関する規則等は作成していないが、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構倫理規程において、「役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利害のために用いてはならないこと。」という倫理行動規準を定め、この倫理行動規準に従つて行動するよう、役職員に対する指導が行われており、利益相反に関する規則等が作成されていないことが、特に問題であるとは考えていない。

五について

機構においては、入札業務に関し、入札保証金情報取扱要項が作成されており、民間企業からの出向者が入札業務を行う場合であつても、これに従い、公正な入札が行われていると考える。

また、出向者の出向元の民間企業等が入札に

参加することが明らかな場合には、当該出向者は、当該入札業務には携わらないこととしており、「一般競争入札の趣旨をゆがめるものである。」との批判は当たらないものと考える。

お尋ねの落札事例については、機構からは、東急不動産株式会社が、厚生年金ハートピア鍵倉を分譲用住宅用地として十一億百万円で落札した事例が一件あるが、東急不動産株式会社からの出向者は、当該入札業務に携わっていないかつたと聞いている。

#### 六について

お尋ねの医業収益等については、社会保険病院等の運営を委託している法人（社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団、岡谷市、公立紀南病院組合、財団法人平成紫川会及び社団法人地域医療振興協会。以下「運営委託先団体」という。）のホームページに掲載されている決算書類等において、病院」との状況が明らかにされている。

また、厚生労働省においては、運営委託先団体への監査等を定期的に行っているが、その結果によると、社会保険病院等における医業費用及び医業外費用については適正に支出されている。

お尋ねの合理化計画の意味するところが必ずしも明らかではないが、運営委託先団体においては、これまで社会保険病院等の経営の効率化等に向けた取組がなされてきているものと認識している。

お尋ねの会計基準及び税法の取扱基準について

ては、運営委託先団体の法人としての性格に応じ、公益法人会計基準等が適用されているところであるが、このことが、特段問題であるとは言えない。

#### 八について

お尋ねの各病院別の処分方法及び処分時期については、現時点では、社会保険浜松病院の譲渡に係る入札を行うこととしている以外は未定である。また、それ以外の未定の事項について、決定時期の目途をお答えすることは困難である。

#### 生活保護活用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月二十六日

仁比 聰平

参議院議長 江田 五月殿

生活保護活用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月二十六日

仁比 聰平

生活保護活用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月二十六日

仁比 聰平

生活保護活用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月二十六日

仁比 聰平

生活保護活用に関する質問主意書

したところであるが、とりわけ多くの非正規雇用労働者が生活保護を申請し迅速に保護が開始されたことは大きな教訓である。その経験と教訓を踏まえ、以下政府に質問する。

#### 一 二〇〇八(平成二〇)年一二月二二日二〇福保

生保第七四九号東京都福祉保健局生活福祉部保護課長通知「雇用状況悪化に対する福祉事務所の相談援助体制について」についての、二〇〇九年一月二六日の参議院予算委員会における当職の質問に対して、舛添厚生労働大臣は「厚生労働省の基本的な方針に基づいて東京都もそういう方針を決定した」「全力を挙げて今東京都の通知に書いてあることを国としても行つていこう」国責において「周知徹底したい」と答弁したが、同年二月五日中日新聞朝刊に掲載された福井県坂井市の事例など、福祉事務所が居住のないことを理由に生活保護申請を拒むなどの違法な対応が後を絶たない。

年度末に向けて、さらに多くの非正規雇用労働者の解雇が懸念される中、一刻も早く全都道府県・政令指定都市に対して厚生労働省から同様の内容の通知を発出すべきではないか。

二 住居を失つた要保護者から生活保護開始申請があつた場合、すみやかに居宅もしくは施設において生活保護を開始すべきであるが、保護申請後すぐに入居可能な居宅をみつけるのは困難であり、また、大都市部以外の地域では、こうした要保護者を一時的に収容する施設が現に全く存在していない地域も多く、存在している地域でも定員が限られている。

厚生労働省としては、こうした現状において

保護申請後すぐに入所できる施設が存在しない場合に申請者を路上に放置しないために福祉事務所はどのような措置を講ずるべきと考えるか。

#### 三 二に指摘したようなケースにおいて、緊急避難施設の不足または不存在という本人には何ら帰責性のない事情により要保護者が不利益を受けたことになつてはならない。

緊急避難施設にすぐに入所することができない場合に、経過的居所の確保のために必要となる臨時の宿泊料等についても住宅扶助の対象となることを全国の自治体に早急に周知すべきであると考えるがどうか。

四 地域の社会資源等の実情により、現実問題として生活保護申請後も住居を持たない要保護者が一定期間路上で待機せざるを得なかつた場合は、開始決定後に路上にいた期間の生活扶助費も当然支給されるべきである。しかし、一部自治体においては、保護開始日を申請日とせずアパート等に入居した日としたり、あるいは開始日は申請日としても路上に待機していた期間については生活扶助を支給せずに医療扶助単給とが一定期間路上で待機せざるを得なかつた場合に、開始決定後に路上にいた期間の生活扶助費も当然支給されるべきである。しかし、一部自治体においては、保護開始日を申請日とせずアパート等に入居した日としたり、あるいは開始日は申請日としても路上に待機していた期間については生活扶助を支給せずに医療扶助単給となつたりする例がある。このような運用は誤りかつたりする例がある。このような運用は誤りであると考えるがどうか。また、こうした運用が誤りであることを全国の自治体に周知すべきと考えるがどうか。

五 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した東京都生活保護運用事例集問8-19では、「宿泊所等の利用も不可能な場合には、現実問題として、保護の方法に困難が伴うが、居住地

官 報 (号 外)

がないこと自体は保護申請の却下理由にはならない。したがつて、可能な限り他の方法を講じることが必要である(例えば、サウナやカバセルホテル、旅館等を利用している場合であつても、そのことをもつて保護の対象とならない理由にはあたらない)。「要保護状態にある者から保護の適用を求められた実施機関は、現実の諸条件の中で可能なあらゆる方策を講じて、保護適用の責任を果たすことが求められる。そのためにも、日常から、路上生活者等が相談来所した場合の対応に関して、あらかじめ入所できる施設を確保しておく等の検討と準備を組織的に行つておくことが重要である。」とされているが、厚生労働省も同じ見解であると考えてよい。か。

保護の決定が求められる」と注意喚起しているにもかかわらず、二〇〇九年一月三〇日朝日新聞朝刊で報じられている大津市の事例など、所持金が僅少な申請者に対する保護費の支給が申請から三〇日近くかかるつているケースが後を絶たない。

などの最低限の知識の周知、カウンセリングの力量のいっぽうの向上、福祉事務所や社会福利協議会など関係機関にきちんとつなぐという構えと連携が求められると考えるが、どうか。また、要保護者を万が一にもたらひ回しにしたり、まして追い返すことがあつてはならない。必要ななら個別の要保護者を他機関に同行する、そのためには必要な人員を確保すべきだと考えるがどうか。

する基本方針(平成二十年厚生労働省・国土交通省告示第一号)第2の1(2)才に規定するシェルター及び自立支援センター、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号第三十八条に規定する保護施設等(以下「シェルター等」という。)において必要な支援を受けられるよう、当該要保護者が現在する地方公共団体の主管部局に連絡するなどの措置を講ずるべきものであり、会議において、全国の地方公共団体に対する指導を行つたところである。

御旨箇

まれるものとして支給することができるものであり、会議において、全国の地方公共団体に周知したところである。

四について

居住地がない要保護者から生活保護の開始の申請があつた場合には、当該要保護者の居住が確保された段階で、申請のあつた日以降であつては民法による二年を経過した日をこいつ

五について  
体に対する指導を行つたところである。

問については、生活保護法第二十三条第一項に規定する事務監査を定期的かつ全国的に実施しているところであり、同法第二十四条第三項の規定を遵守していない地方公共団体があつた場合には、必要な指導を行つているところである。

## 八について

公共職業安定所においては、求職者が生活保護や緊急小口資金を必要とする場合に福祉事務所や社会福祉協議会において適切な相談を受けられるよう、必要な情報の提供に努めてまいりたい。

また、御指摘のような「同行」のために公共職業安定所の人員を確保することは考えてない。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年一月二十六日

今野 東

参議院議長 江田 五月殿

竹島を適用除外とする法令に関する質問主意書

現在、日本は領土を巡つてロシア、中国、韓国との間に対立を抱え、特に韓国との間では竹島に関するここ数年厳しく対立し、両国の国民の間で

は感情的な反発も生じてゐる。

これまで政府は閣議決定や内務大臣訓令、島根県告示などを根拠にして「竹島は島根県隱岐島所管」と主張してきた。しかし、先ごろ、日韓会談の文書公開によつて竹島を適用除外とする法令が見つかつた。

## このことに關し、以下質問する。

一 一九五〇年から一九六五年にかけておこなわれた日韓国交正常化交渉の文書公開請求訴訟の結果、国側が二〇〇八年五月に公開した六次開

示一二七四の一三五八第五次日韓会議の四十頁に、朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十六年三月六日政令第四十号。以下「政令第四十号」といふ。)が記載されていた。政令第四十号を実施するため制定された朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する總理府令(昭和二十六年六月六日總理府令第二十四号。以下「總理府令第二十四号」といふ。)によれば、政令第四十号第十四条の規定に基づき、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号。以下「政令第二百九十一号」という。)第二条第一項第二号の規定を準用する場合においては、除外する島嶼として「鬱陵島、竹の島及び濟州島」をあげている。つまり、日本海エリアで竹島は鬱陵島、

の閣議決定と同年二月十五日の内務大臣訓令、これまで政令に基づく同月二十二日の島根県告示によつて、「竹島は島根県隱岐島所管である」と主張してきた。しかし、總理府令第二十四号はこれららの主張と矛盾する規定を有するものと思われるが、どのように理解すべきか、政府の明快な考え方を示されたい。

二 総理府令第二十四号は今まで効力を維持しているものと考えてよいのか否かを、明らかにされたい。

三 平成十九年に最終改正された旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法と

昭和四十三年に最終改正された旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第四条第三項の規定に基く附属の島を定める省令との関係、昭和二十七年に最終改正された政令第四十号、平成十一年に最終改正された政令第二百九十一号、平成十二年に最終改正された旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する命令と總理府令第二十四号との関係について、それぞれ政府の見解を示されたい。

右質問に対する回答は、日本が連合國の支配下にあつた昭和四十三年に最終改正された旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第四条第三項の規定に基く附属の島を定める省令との関係、昭和二十七年に最終改正された政令第四十号、平成十一年に最終改正された政令第二百九十一号、平成十二年に最終改正された旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する命令と總理府令第二十四号との関係について、それぞれ政府の見解を示されたい。

## 三について

一 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第四条第三項の規定に基く附属の島を定める省令(昭和二十六年大蔵省令第四号)は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第四条第三項の規定に基づき附属の島を定めたものである。

二 総理府令第二十四号は現在でも効力を有してゐる。

## 三について

一 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第四条第三項の規定に基く附属の島を定める省令(昭和二十六年大蔵省令第四号)は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第四条第三項の規定に基づき附属の島を定めたものである。

二 総理府令第二十四号は現在でも効力を有してゐる。

平成二十一年三月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員今野東君提出竹島を適用除外とする質問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

総理府令第二十四号は政令第四十号を実施す

参議院議員今野東君提出竹島を適用除外とする法令に関する質問に対する答弁書

の閣議決定と同年二月十五日の内務大臣訓令、これまで政令に基づく同月二十二日の島根県告示によつて、「竹島は島根県隱岐島所管である」と主張してきた。しかし、總理府令第二十四号はこれららの主張と矛盾する規定を有するものと思われるが、どのように理解すべきか、政府の明快な考え方を示されたい。

二 朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する總理府令(昭和二十六年總理府令第二十四号。以下「總理府令第二十四号」という。)は、朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十六年政令第四十号。以下「政令第四十号」という。)の規定に基づき朝鮮総督府交通局共済組合の財産の整理の事務を行うに当たつて、日本が連合國の支配下にあつたこれら

の法令の制定當時、当該共済組合の状況が不明であったこと等から、円滑な事務を行うため、竹島等一部の地域にある財産及び当該地域に住所又は居所を有する年金受給者を除外したものであり、日本の領土から竹島を除外したものではなく、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場と矛盾するものではない。

三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第四条第三項の規定に基く附属の島を定める省令(昭和二十六年大蔵省令第四号)は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第四条第三項の規定に基づき附属の島を定めたものである。

官報 (号外)

るため定めたものであり、当該政令において旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にあつたものである。

第三百九十一号。以下「政令第二百九十一号」という。)の一部を準用している。また、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する命令(昭和二十四年法務府令、外務省令、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令第一号)は、政令第二百九十一号を実施するため定

障害者基本法改正における中央障害者施策推進協議会に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

名  
博

博士

障害者基本法は二〇〇四年改正の際、施行後五年目の見直しが附則により規定されており、今年はその年に当たる。この規定を踏まえ、政府は障害者施策推進本部の下に設置した障害者施策推進課長会議において、昨年六月から、同年五月に発効した障害者の権利に関する条約（仮称）（以下、「障害者権利条約」という。）の締結に当たつて必要と考へられる改正事項を検討し、同年十二月に同推進協議会に関する質問主意書

平成二十一年三月十八日 参議院会議録第十一号

質問主意書及び答弁書

課長会議が取りまとめた「障害者施策の在り方に  
ついての検討結果について」(以下、「検討結果」と  
いう)の中で八項目として公表した。

八項目の中では、中央障害者施策推進協議会  
(以下、「中障協」という。)に関する改正事項とし  
て、「障害者施策に関する調査審議 意見呈申及  
び施策の実施状況の監視等の所掌事務を追加す  
る」(検討結果3.(7))と「関係行政機関に対する資  
料提出等の協力の要請ができることとする」(検  
討結果3.(8))の二つが示されている。この内容  
と、この内容に關係すると思われる障害者権利条  
約の条文(第三十三條「国内における実施及び監  
視」との整合性が不明なため、以下、質問する。

一 障害者権利条約の第三十三條第二項は「締約  
国は、自國の法律上及び行政上の制度に従い、  
この条約の実施を促進し、保護し、及び監視す  
るための枠組み(適當な場合には、一又は二以  
上の独立した仕組みを含む。)を自国内において  
維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約  
国は、このような仕組みを指定し、又は設置す  
る場合には、人権の保護及び促進のための国内  
機構的地位及び役割に関する原則を考慮に入れ  
る(外務省仮訳)」である。

ここでいう「国内機構的地位に関する原則」と  
は、一九九三年十二月に国連総会で決議され  
た、いわゆるパリ原則のことであり、その原則  
2には、「国内機構には、できるだけ広範な任  
務が与えられるものとし、その任務は、機構の  
構成及び権限の範囲を定める憲法又は法律に明  
確に規定されるものとする」と明記(外務省亦一  
ムベージより。以下同じ。)されている。

検討結果<sup>3</sup>、(7)でいうところの中障協の「所掌事務」は、このパリ原則<sup>2</sup>でいうところの国内機構の「権限」と比べて極めて弱い位置づけではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。もし違う点があるとすれば、それは何か。

3. (8) に記した『関係行政機関に対する資料提出等の協力の要請』によって確保できるとのことであった。しかし関係行政機関に対する資料提出

提出等の協力の要請は通常業務として位置づけられるものであり、そのことによつてただちに

に中障協の独立性が確保されるとは理解したた  
いと考えるが、いかがか。

五 中障協に独立性を付与するトスレバ、法的に  
どのような形で担保されるべきと考へるか。

六 政府の考える中障協のあるべき独立性と、内閣の見解

閣府設置法第四十九条の規定に基く「外局」の独立性との違いは何か。

七 障害者権利条約の第三十三条第三項には「市  
民社会(持)、障害者及び障害者を代表する團

且社会(特に障害者及び障害者を代表する団体)は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参

加する」(外務省仮訳)とあるが、障害者基本法第二十五条第二項の改正なしに、現在の中韓協

の委員任命方法及び委員構成の今まで、障害者

権利条約第三十三条第三項に適合し、障害者権利条約を批准することが可能であると考えてい

るのか。

八 中障協の委員の過半数を、障害を持つ有識者及び障害者を代表する団体からの推薦者で占め

→ → →

るべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

九 障害者権利条約の批准に伴い、中障協の庶務を含めた障害者施策を担当する内閣府の常勤職員を、現在の政策統括官以下十名から増員する予定はあるか。

十二〇〇九年度予算案で七百万円とした中障協経費の増額分三百円によって、協議会の開催回数を何回増やす見込みなのか明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年三月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議員谷博之君提出障害者基本法改正における中央障害者施策推進協議会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷博之君提出障害者基本法改正における中央障害者施策推進協議会に関する質問に対する答弁書

一及び二について

二十六日に取りまとめた「障害者施策の在り方についての検討結果について」においては、障害者の権利に関する条約（仮称）（以下「本条約」という。）の締結に際し必要と考へられる障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の改正事項として、中央障害者施策推進協議会（以下「中

央協議会」という。）について、「障害者施策に関する調査審議、意見具申及び施策の実施状況の監視等の所掌事務が追加され、並びに関係行政機

関に対する資料提出等の協力の要請を行うことができることとなることから、運営における独立性も確保されることとなる。

正により、「国内機構の地位に関する原則」（以下「パリ原則」という。）を考慮に入れる旨の規定を含む本条約第三十三条の規定を実施するこ

とが可能であると考えている。

三から五までについて

本条約第三十三条においては、締約国が、その実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置することとし、その場合にはパリ原則を考慮に入れる旨規定されている。

御指摘のパリ原則においては、「構成並びに独立性及び多様性の保障」として、多元的な代表の確保、活動の円滑な運営にふさわしい基盤及び一定の任期を定めた公的な任命に触れられ

ているところ、中央協議会については、障害者

七について

基本法第二十五条第二項において、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから委員が任命されることとなつてはいる。また、その運営に必要な予算が確保されており、かつ、その委員は、内閣総理大臣により二年の任期をもつて任命されて

いる。さらに、一及び二について述べた改正が実現すれば、中央協議会は障害者施策に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、中央協議会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができるよう適切に運営してまいりたい。

九について

中央協議会の庶務を含めた障害者施策を担当する職員の数について見通しを述べることは困難であるが、本条約の批准の後も、引き続き、必要な職員の確保に努めてまいりたい。

十について

平成二十一年度予算案においては、中央協議会の開催回数を四回増やすことを見込んでおり、現在任命されている二十九名の委員のうち過半数である十六名が障害のある者又はその家族であるとともに、障害の多様性も反映した構成としていることから、市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体による関与）の構成も確保されることとなる。

「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成二年財政検証結果」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年一月二十六日

辻 泰弘

参議院議長 江田 五月殿

「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成二年財政検証結果」に関する質問主意書

平成二十一年二月二三日に厚生労働省より公表された「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成二年財政検証結果」(以下、「財政検証」という。)においては、本来、同資料において明らかにされるべき結果の開示や説明が欠落・不足している部分がある。それらは当初から当然に明示されるべきものである。

かかる見地から、以下、質問する。

一 平成一六(二〇〇四)年の国民年金法等の一部を改正する法律の附則第二条の規定により「厚生年金の標準的な年金の所得代替率が五〇%を下回ることが見込まれる場合には、給付水準調整を終了する」ことが求められている対象時期は、「次の財政検証までの間」であり、今回について言えば、平成二六(二〇一四)年度にあたるにもかかわらず、同年度に関しては、所得代替率が六〇・一%との見通しが注書きに示されているのみで、その数値を導く同年度における現役男子の手取り収入、夫婦の年金額(夫の厚生

年金、夫婦の基礎年金)、所得代替率の報酬比例部分・基礎年金部分の内訳が何ら明示されていないのは何故か。

今後、財政検証にあたつては、「次の財政検証」時点の見通しの詳細な数値が当然に示されるべきものと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 前記の見地から、基本ケース(出生中位、経済中位、死亡中位)の場合の試算結果としての厚生年金の標準的な給付水準の見込みのうちの

平成二六(二〇一四)年度における現役男子の手取り収入、夫婦の年金額、夫の厚生年金額、夫婦の基礎年金合計額、所得代替率の報酬比例部分・基礎年金部分の内訳を示したい。

また、その数値の国民的理説に資するべく、厚生労働省が本年二月二三日の第一回社会保障審議会年金部会に提出した「資料3-2」の七ページの図に平成二六(二〇一四)年度の前記各数値を記入し、グラフ化したものを受け加え、新たな図として示されたい。

三 「財政検証」においては、基本ケースの場合、マクロ経済スライドの調整開始年度が二〇一二年度、調整終了年度が二〇三八年度となつていて、その間の毎年度のマクロ経済スライドの調整率(公的年金被保険者数の減少率と寿命の伸び等を勘案して設定した一定率〇・三%との和)は示されていない。

同数値は、年金受給者に直接かつ死活的に関わることになる本質的な部分であり、「財政検証」の結果の数値が積極的に、わかりやすく明示されるべきものである。国民に自ら計算して

算出すればよいとの姿勢は改められなければならない。

基本ケースの場合における二〇一二年度から二〇三八年度までの間にわたることとなるマクロ経済スライドの調整率を各年度ごとに一覧表の形で示されたい。

また、今後の「財政検証」にあたつては、当初からマクロ経済スライドの調整率の見通しを明らかにすべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

四 「財政検証」の結果では、マクロ経済スライドは、基本ケースの場合、二〇一二年度から二〇三八年度まで適用されることとなつていて、そのうち、報酬比例部分については二〇一九年度に終了する見込みとなつていて、即ち、二〇一二年度から二〇一九年度までは報酬比例部分、基礎年金部分の両者に対しても一〇%程度のマクロ経済スライドが、また、二〇一九年度から二〇三八年度までは基礎年金部分に対して一〇二%程度の減額調整が行われることとされているわけであるが、二五年間もの長きにわたり、高齢者の年金受給額の物価スライドを大きく減額し続けることは、国民の理解が到底得られず、現実にはあり得ない、想定できない政策対応と考えるが、政府としては、同措

置が国民に受け入れられるものと考えているのか。達成可能な前提の達成は可能と考えているのか。達成不可能と考へているとすれば、それはいかなる政策対応によって可能と判断しているのか。

五 今回の財政検証においては、報酬比例部分のスライド調整期間が基礎年金部分のスライド調整期間よりも短くなるという見通しが示され、それについて、国民年金法第一六条の二の

規定に基づく基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通し決定と基礎年金の水準の見通し決定の後に、厚生年金保険法第三四条の規定に基づく報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しが決定され、将来の所得代替率の見通しが作成されるものであり、一般的には二つの部分のスライド調整期間は必ずしも一致するわけではない、との説明がなされている。

前記の説明の通り、一般的には一致するものではない二つの部分のスライド調整期間であるにもかかわらず、平成一六(二〇〇四)年改正時においては、調整終了年度は二〇二三年度と完全に一致していたものと理解するが、それはいかなる要因によるものであったのか。政府の見解を示されたい。

前記の説明の通り、一般的には一致するものではない二つの部分のスライド調整期間であるにもかかわらず、平成一六(二〇〇四)年改正時ににおいては、調整終了年度は二〇二三年度と完全に一致していたものと理解するが、それはいかなる要因によるものであったのか。政府の見解を示されたい。

六 「財政検証」においては、国民年金保険料の納付率を〇・八〇〇、即ち八〇%と想定しているが、そのような前提をおいた根拠は何か。その前提の達成は可能と考えているのか。達成不可能と考へているとすれば、それはいかなる政策対応によって可能と判断しているのか。

また、その前提が満たされなかつた場合の年金財政への影響をどのように分析しているのか。併せて、厚生労働省ホームページに公表されている「平成二二年度財政検証 バックデータ」のうちの基礎データに示されている全額免除率、四分の一免除率、半額免除率、四分の三免除率、学生納付特例率、若年者納付猶予率の各数値の根拠を示されたい。

## (号外)

七 本年二月二三日に厚生労働省が社会保障審議会年金部会に提出した「資料1—1」の七ページには、基礎年金国庫負担の引上げ所要額が示されているが、各々の所要額には、いわゆる公経済負担にあたる地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等が含まれているが、表題の通り、平成二年度予算ベースの国庫負担引上げ所要額を示すのであれば、そもそも地方負担分は当然に除外して示されるべきものであり、注書きに含むことが記されているから許されるというものではないと考えるが、これに対する政府の見解を示されたい。
また、地方負担分を除外した各々の所要額を、前記七ページと同様の一覧表の形で示されたい。

右質問する。

平成二十一年三月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員辻泰弘君提出「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成二年財政検証結果—」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

お尋ねについては、平成二十一年度か	参議院議員辻泰弘君提出「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成二年財政検証結果—」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
-------------------	---

二について	お尋ねの現役男子の手取り収入額は、名目額で三十九・六万円、財政検証の前提として設定した物価上昇率で平成二十一年度現在の価値に割り戻した額(以下「現在価値」という)で三十五・九万円、標準的な年金受給世帯の年金額は、名目額で二十三・八万円、現在価値で二十二・八万円、このうち、夫の厚生年金額は、名目額で九・八万円、現在価値で九・三万円、夫婦の基礎年金額は、名目額で合計十四・〇万円、現在価値で十三・四万円である。また、所得代替率六十・一パーセントのうち、報酬比例部分は二十四・六パーセント、基礎年金部分は三十五・四パーセントである。
三について	御指摘の図については、今後、どのような形で示すのがよいか検討してまいりたい。

四について	お尋ねについては、平成二十四年度がマイナス生年金に係る財政の現況及び見通し—平成二年財政検証結果—」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
五について	平成十六年年金制度改正において、将来の厚生年金の保険料率及び国民年金の保険料を固定することとされていたことから、平成十六年財政再計算の際には、将来の厚生年金の保険料率及び国民年金の保険料を固定し、将来推計人口の前提や物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りを変化させて計算を行ったところ、基準ケース(将来推計人口の前提については国立社会保障・人口問題研究所が作成した「日本の将来推計人口(平成十四年一月推計)」における中位推計、長期の経済前提は物価上昇率一・〇パーセント、賃金上昇率二・一パーセント、運用利回り三・二パーセントとしたケース)において、結果として厚生年金と国民年金の給付調整期間が同じになつたものである。

六について	平成三十一年の財政検証においては、国民年金の保険料納付率を八十パーセントと設定しているが、これは社会保険庁が作成した「平成二十一年度社会保険事業計画」において、「平成二十一年度においては、現年度分保険料の納付率八十分の八十一を目標とする」とされており、この目標達成に向けて最大限努力する」とされていることを踏まえたものである。
七について	社会保険庁においては、この目標を達成する



## 三について

御指摘の「海軍桟橋局N.O. - 2」については、これまで、二についてで述べた海軍桟橋の拡張工事の終了後、文部科学省と海軍桟橋を管理する合衆国海軍との間で、その再設置に向けた調整を行つてきたところであり、文部科学省としては、今後、速やかにその設置工事を実施し、稼働を再開したいと考えている。

## 四について

米原子力軍艦の寄港に伴う周辺環境の放射線モニタリングの業務については、国が地方公共団体の協力を得て実施することとしており、ホワイト・ビー・チ地区における同業務については、国が沖縄県の協力を得て実施してきたところであるが、今後、うるま市が同業務へ意図を示した場合には、うるま市の同業務への参加にかかる事項について、沖縄県及びうるま市と調整してまいりたい。

また、市町村が実施する避難訓練に要する費用は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第九十一条の規定により、原則として当該訓練を実施する市町村が負担することとなつてゐる。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月二日

喜納 昌吉

## 官 報 (号外)

## 麻生首相の外遊に関する質問主意書

麻生首相は就任以来、頻繁に外遊を繰り返している。内政に重要な課題を抱え、支持率も低下する一方で、外交で得点を稼ごうとしているのではなかとの論調もある。また二月二十四日には、ワシントンを訪れ、オバマ米大統領と会談したが、この会談は米CNNテレビに「一時間の会談のために一万一千キロの長旅」と揶揄された。

よつて、以下質問する。

一 二月二十五日付の英紙フィナンシャル・タイ

ムズは、麻生政権は経済危機への対応が不十分で、政治のまひが日本の経済危機を一層深刻化させているとの社説を掲載した。同紙は、輸出に依存する日本経済は世界の需要落ち込みの影響を受けやすく、株式市場の下落によって銀行にも悪影響が及び始めていると指摘するとともに、麻生政権は経済危機の当初、名ばかりの景気刺激策を出したにすぎず、世界経済の回復を待つだけだと、無策ぶりを批判した。この批判に対する、政府の見解を明らかにされたい。

八 今後、麻生首相が訪問を予定している外遊先を、日時、訪問国、期間、目的と併せて明らかにされたい。

九 麻生首相は、内政に重要な課題が山積している中、なぜこのようになし過ぎ早に外国を訪問しているのか。その理由を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年三月十日

参議院議長 江田 五月殿

内閣総理大臣 麻生 太郎

二 同紙は、また麻生政権は政治基盤が弱く国会で法案を成立させることができない上、自民党に対する国民の支持が低いため、総選挙に打つて出ることもできないと日本政治の閉塞状況を指摘し、早期解散を呼びかけた。この指摘を政府はどう受け止めるか、見解を明らかにされたい。

参議院議員喜納昌吉君提出麻生首相の外遊に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三 麻生首相の今回の米国訪問に、かかつた経費の総額を明らかにされたい。

参議院議長 江田 五月殿

## 四 今回の米国訪問も含め、麻生首相が就任以来訪問した外遊先を、訪問した日時、訪問国、期間、目的と併せて時系列に沿つて明らかにされたい。

五 現在までに麻生首相の訪問外交にかかった経費の総額を明らかにされたい。

六 前記の訪問外交にかかった経費を交通費、宿泊費、パーティー費、プレスセンター設置費、

随行員にかかる経費など、項目別に明らかにされたい。

七 前記の訪問外交に随行した政府関係者の延べ総人數を明らかにされたい。

三から七までについて

衆議院の解散をいかなる場合に行うかについては、内閣がその政治的責任において決すべきものと考えている。

二について

麻生内閣総理大臣の外国訪問に際し、訪問した国、目的及び各訪問に随行した政府関係者の延べ総人數については、(一)平成二十年九月二十五日から同月二十七日まで米国、第六十三回国連総会出席、四十七名、(二)平成二十年十月二十三日から同月二十五日まで中国、アジア欧州会合(ASEM)第七回首脳会合出席、九十四名、(三)平成二十一年十一月十三日から同月十六日まで米国、金融・世界経済に関する首脳会合出席、八十八名、(四)平成二十一年十一月二十日から同月二十五日までペルー、公式訪問及びアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議出席、九十五名、(五)平成二十一年一月十一日から同月十二日まで韓国、日韓首脳会談、四十六名、(六)平成二十一年一月三十日から二月一日までスイス、ダボス会議出席、四十六名、(七)平成二十一年二月十八日ロシア、日露首脳会談、四十六名、(八)平成二十一年二月二十三日から同月二十五日まで米国、日米首脳会談、四十九名である。

政府は、現下の厳しい経済金融情勢に対し、平成二十年八月以降、総額約七十五兆円の三次にわたる経済対策を取りまとめてきた。こ

官 報 (号 外)

また、麻生内閣総理大臣の外国訪問に関する御指摘の経費については、複数の府省庁が必要経費を負担しており、項目別に算出するには膨大な作業が必要であり、また、すべての精算が終了していないため、確定の金額をお答えすることは困難であるが、現時点でお示しできる範囲であえて試算したところを申し上げれば、（一）約一億四千四百万円、（二）約八千万円、（三）約一億七千六百万円、（四）約二億二千二百万円、（五）約三千六百万円である。なお、（六）、（七）及び（八）への訪問に要した経費については、大部分が未精算のため現時点でお答えすることは困難である。

八について

平成二十一年四月二日に英國において第二回金融・世界経済に関する首脳会合が、同月十日から同月十二日までタイにおいて ASEAN 関連首脳会議が、同年七月八日から同月十日までイタリアにおいて主要国首脳会議(G-8サミット)が開催される予定であるが、これらを含め、麻生内閣総理大臣の具体的な外国訪問の日程は現時点では決定していない。

九について

国際社会において諸課題が山積している中、日本国内閣総理大臣として重要な国際会議に出席し、また、各国首脳と二国間会談を行い、我が国との安全と繁栄の維持・強化、二国間関係の発展、国際社会の平和と繁栄の確保に向けて指導力を發揮していくことは、大きな意義があると考える。

米軍再編に係る在沖縄海兵隊のグアム移転に  
関する質問主意書

平成  
十二年三月一日

白眞動

- 1 -

# 米軍再編に係る在沖縄海兵隊のグアム移転に関する質問主意書

(三) 純一億七千六百万円 (四) 純一億一千二百万円、(五) 約三千六百万円である。なお、(六)、(七)及び(八)への訪問に要した経費については、大部分が未精算のため現時点でお答え

することは困難である。  
人について

平成二十一年四月二日に英國において第二回金融・世界経済に関する首脳会合が、同月十日から同月十二日までタイにおいて ASEAN 関連首脳会議が、また同年七月八日から同月十日までイタリアにおいて主要国首脳会議(G-8サミット)が開催される予定であるが、これらを含め、麻生内閣総理大臣の具体的な外国訪問の日程は現時点では決定していない。

国際社会において諸課題が山積している中、

日本国内閣総理大臣として重要な国際会議に出席し、また、各国首脳と二国間会談を行い、我が国の安全と繁栄の維持・強化、二国間関係の発展、国際社会の平和と繁栄の確保に向けて指導力を發揮していくことは、大きな意義があると考える。

米軍再編に係る在沖縄海兵隊のグアム移転に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月二日

参議院議長 江田 五月殿

白 眞勲

米軍再編に係る在沖縄海兵隊のグアム移転に関する質問主意書

成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会において「再編実施のための日米のロードマップ」(以下、「ロードマップ」という。)が合意された。

ロードマップの中で、「約八千名の第三海兵團展開部隊の要員と、その家族約九千名は、部の一体性を維持するような形で二千十四年まで繩からグアムに移転する」ことが明記されて

また、今般、政府から「第三海兵機動展開部隊員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の問題に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定(以下、「本協定」という。)」が提出され

ゲアム移転について

先のロードマップの前文によれば、それのロードマップ合意と本協定の関連などについて質問する。

以下質問する。

6 本協定を締結することとなつた理由は何か。本協定がないと我が国は真水の部分さえも負担できないのか。また、平成二十二年度以降、我が国の都合で、支出を中止した場合は、協定違反となるのか。

7 平成二十一年度予算政府案において防衛省は、グアム移転関連費のうち、「真水」事業に総額三百四十六億円を計上している。「真水」事業の内訳は、工事費として、フィネガ

ヤン地区基盤整備事業(第一段階)に約百二十億円、アンダーセン空軍基地北部地区基盤整備事業に約二十八億円、アプラ地区基盤整備事業に約百七十四億円を計上し、設計費として、消防署(フィネガヤン地区)設計、下士官用隊舎(フィネガヤン地区)標準設計、港湾運用部隊司令部庁舎(アプラ地区)設計及び診療所(アプラ地区)設計の合計約十六億円を計上しているが、それぞれどのような事業又は設計内容であるのか。

8 この三百四十六億円は、二千八年米国会計年度では何億ドルに相当するのか。

9 米国側のこれら事業に関する負担額はいくらか。

10 設計費として四箇所で約十六億円が計上されている。一般的な設計費としては多いと思われる。それぞれの規模と金額並びに配置を示されたい。そのうち個々の建物の設計費はいくらか。

11 グアムにおいては、沖縄からの海兵隊移転以外の要因による米軍施設の整備も予定されている。我が国が負担する経費は、平成二十年四月十八日の参議院決算委員会において、石破茂防衛大臣(当時)が、「…私どもとしても、日本国民の税金を使うわけでござりますから、これが沖縄の海兵隊がグアムに移ると、そのことに限定をしてお支払はするけれども、ということは常に申し上げておるところですございまして、それ以外の、本当に日本国民の、納税者の負担に値するというものでなければ、それは私ども政府としても払うつも



官 報 (号 外)

認識を示したものである。これに対し、平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編の実施のための日米ロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)においては、在日米軍の再編については、政府として、その実施に当たり、地元の負担を軽減しつつ、抑止力を維持するという考え方を示したものである。

認識を示したものである。これに対し、平成十

拠についてお答えすることは差し控えたい。

## 一の4について

具体的な在り方については、米国政府との間で  
お尋ねの「上場  
貿易権」の対象となる事業の

協議を行つてゐる段階であり、今後、国際約束の要否についても検討を行つてまいりたい。

一のうについて

本協定に基づき我が国政府の提供する資金が拠出される事業(以下「真水事業」という。)につ

いては、合衆国の二千八会計年度ドルで二十八億ドルを上限とし、各会計年度において予算に

計上されるべき具体的な事業の内容及びその所要経費について、一括り書き合て、長河牧守間に協議を

要経費について引き締め日米両政府間で協議する  
べ精査を行うこととしている。

一の6について  
政府としては、移転を確実なものとし、沖縄

県の負担の軽減を図るためには、移転のための

事業（以下「本件事業」という。）の実施に必要となる我が国政府から米国政府に対する資金の提

供を含む日米双方がとる措置を法的に定めると  
二二、当該資金につき二の六國又は二二の通

ともに、当該資金についての米国政府による適正な使用・管理等を確保することを内容とする

本協定を締結することが必要であると考えている。政府としては、できる限り早期に本件事業

を完了させることが重要と認識しており、本協

定に従つて資金の提供を行つていきたいと考え  
ている。

## 一の7について

平成二十一年度政府予算案に計上した真水事業の内容は、次のとおりである。

府が提供する資金の上限である二十八億ドル（合衆国の二千八会計年度ドル）も含め、米国政府との協議を経て合意したものである。これら経費の詳細については、引き続き米国政府と協議することとなるため、お尋ねの経費の積算根柢

平成二十二年三月十八日 参議院会議録第十一

質問主意書及び答弁書

(一) 工事費		用を支援する後方支援部隊の要員が使用する司令部庁舎の設計
(1) フィネガヤン地区基盤整備事業(第一段階)	(4) 診療所(アブラ地区)設計	米国海兵隊の要員及びその家族の医療所を満たすために必要となる診療所の設計
(2) アンダーセン空軍基地北部地区基盤整備事業	米国海兵隊の要員及びその家族の医療所の額については、当該資金が米国政府に提供される時点において評価されること等から、現時点でお答えすることは困難である。	平成二十一年度政府予算案に計上した真水事業のための資金の合衆国の二千八会計年度ドルでの額については、当該資金が米国政府に提供される時点において評価されること等から、現時点でお答えすることは困難である。
(3) 下士官用隊舎(フィネガヤン地区)標準設計	一の8について	一の9について
米国海兵隊の主要基地機能が整備される フィネガヤン地区を主な対象として消防及び救急の所要に対応するための消防署の設計	米国海兵隊の主要基地機能が整備される アンダーセン空軍基地北部地区の正門及びアクセス道路の整備等	お尋ねの「米国側のこれら事業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、今後必要となる本件事業については、我が國のみならず米国も分担することとなる。米国が今後分担する予定の本件事業の具体的な内容及びその所要経費については、引き続き日米両政府間で調整中であり、現時点で米国の負担額についてお答えすることは困難である。
アブラ地区基盤整備事業	アブラ地区基盤整備事業	一の10について
(1) 消防署(フィネガヤン地区)設計	米国海兵隊の主要基地機能が整備される フィネガヤン地区を主な対象として消防及び救急の所要に対応するための消防署の設計	平成二十一年度政府予算案に計上した真水事業のうち、設計に係る事業の対象となる各施設の規模及び配置は、次のとおりである。なお、個々の施設の設計に係る経費については、当該経費の公表により、当該設計事業に係る予定価格の概算が事前に明らかとなり、今後米国政府が当該設計事業の契約手続を行う際、応募業者との契約交渉において不利な状況に置かれるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。
(2) 下士官用隊舎(アブラ地区)設計	米国海兵隊の要員のうち、単身下士官が入居する予定の隊舎にかかる標準設計	アブラ地区において米国海兵隊の港湾運
(3) 港湾運用部隊司令部庁舎(アブラ地区)設計	アブラ地区において米国海兵隊の港湾運	

## (一) 消防署

規模 おおむね千五百平方メートル  
配置 フィネガヤン地区

## (二) 下士官用隊舎(一棟分)

規模 おおむね一万五千平方メートル  
配置 フィネガヤン地区

## (三) 港湾運用部隊司令部庁舎

規模 おおむね三千百平方メートル  
配置 アプラ地区

## (四) 診療所

規模 おおむね四千五百平方メートル  
配置 アプラ地区

## 一の11及び12について

ロードマップにおいては、二千十四年までに移転が行われることとされているが、部隊としての一体性を維持した方法で移転が行われるためには、アプラ地区及びアンダーセン空軍基地

北部地区において、人員及び物資の輸送、揚陸等のための港湾運用機能及び航空運用機能に係る整備並びに司令部庁舎等の整備を行う必要があることから、これらの整備についても、日米両政府の分担に従い、我が国政府として、必要な資金の提供を行うものである。こうした資金の提供は、移転に伴う所要に基づいて行われるものであり、御指摘の答弁と齟齬を来すものではない。

政府としては、米国政府が、我が国政府が提供する資金の適正な使用・管理等を本協定に従つて行うことによって、当該資金の効率的な使用を含め本件事業を適切に実施していくことが確保されることになるものと考えている。

## 一の14及び15について

お尋ねの「約八千名の移転」とは、第三海兵機動展開部隊の定員約八千人の沖縄からグアムへの移転を意味し、当該移転が実施された後の在沖縄海兵隊の定員は約一人になると聞いているが、当該移転が実施された後の在沖縄海兵隊の要員の数並びに嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還後の施設等の扱いについては、当該移転が実現した後の在沖縄海兵隊の運用の状況等を踏まえて決定されることになると承知している。いずれにせよ、政府としては、ロードマップに従い、本事業並びに嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還を含む在日米軍の再編を着実に実施していく考え方である。

## 二の1について

お尋ねの「各会計年度において両政府が締結する別途の取扱」には、我が国の各会計年度において我が国政府が米国政府に提供する資金の額、我が国政府の提供する資金が拠出される個別の事業名等を記載することを想定している。

## 二の2の(一)及び(二)について

お尋ねの「具体的な進展」は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けた特定の措置を意味するものではなく、様々な要素を総合的に勘案して判断されねるべきものであると考えている。政府としては、ロードマップに従い、普天間飛行場の代替施設への移設及び同飛行場の返還を着実に進めていく考えである。御指摘のような仮定の質問にお答えすることは差し控えたい。

## 二の2の(三)及び(四)について

本協定は、本件事業の実施の在り方について規定したものであり、普天間飛行場の代替施設への移設及び同飛行場の返還については、政府として、今後とも沖縄県民の理解と協力を得られるよう努力しつつ、ロードマップに従つて着実に実施していく考えである。

## 二の3について

本協定第五条の「移転のための事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者が公正、公平かつ平衡に取り扱われることを確保する」とは、真水事業に係る調達を行う過程に参加するすべての企業等が、その国籍等にかかわらず、公正、公平かつ平衡に取り扱われることを意味するものである。

## 二の4について

## お尋ねの「実施当局が従うべき実施のための指針」は、真水事業の実施に当たって実施当局が従うべき指針であり、その内容については、

本協定の発効後、本協定第六条に基づき、日米両政府の専門家間で協議を行うこととなつている。

## 二の5の(一)について

平成二十一年度政府予算案に計上された真水事業の所要経費である約三百四十六億円については、平成二十一年度中に我が国政府から米国政府に対し提供することを予定している。

## 平成二十一年三月二日

参議院議長 江田 五月殿

大久保 勉

日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機構が保有する株式の議決権の行使に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

る。他方、お尋ねの現地における調査の実施については、今後、日米両国間で調整を行なうこととなつてゐる。また、米国においても、米国内法に従つて会計検査を実施することとなるものと承知している。

米国政府は、本協定を米国議会の承認を必要としないものとして締結する考え方であると承知している。

## 二の6について

日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機構が保有する株式の議決権の行使に関する質問主意書

日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機構が保有する株式の議決権の行使に関する質問主意書

わが国では、個人、法人を問わず、長い間、株式の議決権行使することには大きな関心が払はれてこなかつた。しかし近年、機関投資家や年金基金等は、株主議決権を積極的に行使するようになつてゐる。これは、株主議決権を積極的に行使することにより、自らの株主価値の向上に資するとともに、日本の企業統治のあり方及び資本市場の機能の向上に資することも、社会的な責任を担

官 報 (号外)

う者としての長期的な目標として捉えられるようになってきたためである。

例えば、地方公務員共済組合連合会は、「地方公務員共済組合連合会コードボレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン」を定めた上で、議決権行使の内容についての指図を、国内株式の運用委託機関に対して行い、さらにその結果を「株主議決権の行使状況報告」として毎年まとめている。株主としての責任を積極的に果たしていると評価できよう。

日本銀行も、「株式買入等基本要領」(以下、「日銀要領」という。)及び「議決権行使の指針」(以下、「日銀指針」という。)により、受託者に対して議決権行使の基準を定めている。しかし、日銀要領及び日銀指針はともに、他の議決権行使基準と比べ抽象的であり、また日銀要領及び日銀指針の結果としての議決権行使の状況が明らかにならない。これは、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機関についても同様である。

もちろん、日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機関については、他の機関と異なり、株式を買い入れし、及び保有すること自体に政策としての意義があることは理解できる。しかし、最高意思決定機関である株主総会の結果如何によつては、保有する株式の価値を大きく減損せしめ、ひいては国民の財産を毀損することにもなりかねない。また、議決権の行使及びその結果の公表によって、日本の企業統治のあり方及び資本市場の機能を向上させようとする者にとっては、日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機関が議決権の行使及びその結果の公表について、日本の企業統治のあり方及び資本

積極的ではない現状は、看過しがたい。

右記の理由により、日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機関についても、他の機関と同様、議決権の行使を積極的に行い、かつその結果を公表すべきと考えるため、以下の質問をする。

一日銀要領の「9. 買入れた株式の議決権行使」では、議決権行使の指針として、(1)議決権行使は本行の経済的利益を増大させることを目的として行われること、(2)株主の利益を最大にする

ような企業経営が行われるよう議決権行使すること、と定められている。この「本行の経済的利益を増大させる」及び「株主の利益を最大にするような企業経営」とは、具体的にどのようなことを指すのか、政府の承知しているところを示されたい。また、現状が日銀要領の通りとなつていているかの評価についても、示されたい。

二 日銀指針の「2. 総則」でも、日銀要領と同様、(1)受託者は、本行の経済的利益の増大を目的として議決権行使するものとする、(2)受託者は、株主の利益を最大にするような企業経営が行われるよう議決権行使するものとする、(3)受託者は、(1)の目的以外の目的で議決権行使してはならない、ともされている。日銀指針において、「株主の利益を最大にするような企業経営」が議決権行使の目的かどうか不明確と思われるが、政府の見解を示されたい。

三 日銀指針の「4. 受託者のガイドラインの策定等」では、(2)(1)のガイドラインは、別表に掲げる議案についての判断基準を網羅し、かつ、

受託者が本行の個別の指図を求めることがなく議決権行使することを前提とするものでなければならぬ、とされている。これは、個別の議案において、受託者が日本銀行の指図を求めることを禁止するものかどうか、政府の見解を示されたい。なお、禁止するものであるとすれば、その理由をあわせて示されたい。

四 日銀指針の別表における、「役員等の選任」とは、具体的にどのようなことか、政府の承知しているところを示されたい。とりわけ、社外取締役の有無もしくは増減員に関する議案が役員等の選任に含まれているかどうか、示されたい。なお、社外取締役の有無もしくは増減員に関する議案が「役員等の選任」に含まれていないとすれば、その理由について政府の承知しているところをあわせて示されたい。

五 日銀要領及び日銀指針に基づく議決権行使状況について、平成十七年四月から平成十八年三月末決算会社の全議案、平成十八年四月から平成十九年三月末決算会社の全議案及び平成二十年三月末決算会社の全議案のうちの、(1)賛成、(2)反対、(3)白紙委任及び棄権、(4)不行使、の割合について政府の承知しているところを示されたい。なお、(3)及び(4)は経営の現状に対する消極的な賛成ではないかとの意見も考慮した上で、政府の見解を示されたい。

六 預金保険機構の保有する株式について、議決権行使の指針等があれば政府の承知しているところを示されたい。また、預金保険機構または運用委託機関の議決権行使状況について、平成十七年四月から平成十八年三月末決算会社の全議案、平成十八年四月から平成十九年三月末決算会社の全議案及び平成二十年三月末決算会社の全議案のうちの、(1)賛成、(2)反対、(3)白紙委任及び棄権、(4)不行使、の割合について政府の承知しているところを示されたい。

用委託機関が③または④を選択することが、日本企業統治のあり方及び資本市場の機能の向上に資するかどうかという観点について、③及び④は経営の現状に対する消極的な賛成ではないかとの意見も考慮した上で、政府の見解を示されたい。

八 日本銀行もしくは運用委託機関、預金保険機構もしくは運用委託機関または銀行等保有株式取得機構もしくは運用委託機関の議決権行使状況について、平成十七年四月から平成十八年三月末決算会社の社外取締役に関する議案、平成十八年四月から平成十九年三月末決算会社の社外取締役に関する議案及び平成十九年四月から平成二十年三月末決算会社の社外取締役に関する議案のうちの、①賛成、②反対、③白紙委任及び棄権、④不行使の割合について政府の承知しているところを、それぞれ示された。

九 日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機構の保有する株式について、株主に対する優待サービスが存在する場合の、それぞれの機関の取扱いについて政府の承知しているところを示されたい。

十 日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機構の保有する株式を発行している会社の取締役に、日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機構に在籍した経歴を持つ者が過去三年間に就任している場合は、その社名と人數、氏名及び就任日時を示すとともに、関係として適切かどうか政府の見解を示されたい。右質問する。

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員大久保勉君提出日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機構が保有する株式の議決権の行使に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機構が保有する株式の議決権の行使に関する質問に対する答弁書

## 二について

指針2. (2)の規定の内容は、指針2. (1)

「本行の経済的利益の増大」という目的を達成するための手段として位置付けられていると聞いている。

三について

指針4. は、株式の管理の受託者に対し、日本銀行の個別の指図を求めることがなく議決権を行使することを前提とするガイドラインを定め、日本銀行の承認を得ることを求めるものであります。これは、日本銀行が企業経営に過度に関与しているとの疑惑を持たれないようにする観点から、議決権行使に関し、株式の管理の受託者が日本銀行に個別の指図を求めることがないことを排除する趣旨であると聞いている。

## 六について

株式の発行会社の株主総会の全議案のうち、賛成の割合は約九十・〇パーセント、反対又は一部反対の割合は約十・〇パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はない、平成十九年四月から平成二十年三月までの間に株主権行使の基準日が到来した日本銀行が保有する株式の発行会社の株主総会の全議案のうち、賛成の割合は約八十七・八パーセント、反対又は一部反対の割合は約十二・二パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はないと聞いています。

## 七について

指針4. は、株式の管理の受託者に対し、日本銀行の個別の指図を求めることがなく議決権を行使することを前提とするガイドラインを定め、日本銀行の承認を得ることを求めるものであります。これは、日本銀行が企業経営に過度に関与しているとの疑惑を持たれないようする観点から、議決権行使に関し、株式の管理の受託者が日本銀行に個別の指図を求めることがないことを排除する趣旨であると聞いている。

## 八について

指針別表「役員等の選任」とは、取締役、会計参与、監査役等の選任をいい、社外取締役の選任の有無又は増減員も含まれると聞いています。

## 九について

指針別表「役員等の選任」とは、取締役、会計参与、監査役等の選任をいい、社外取締役の選任の有無又は増減員も含まれると聞いています。

## 十について

指針別表「役員等の選任」とは、取締役、会計参与、監査役等の選任をいい、社外取締役の選任の有無又は増減員も含まれると聞いています。

## 十一について

指針別表「役員等の選任」とは、取締役、会計参与、監査役等の選任をいい、社外取締役の選任の有無又は増減員も含まれると聞いています。

## 十二について

指針別表「役員等の選任」とは、取締役、会計参与、監査役等の選任をいい、社外取締役の選任の有無又は増減員も含まれると聞いています。

## 十三について

指針別表「役員等の選任」とは、取締役、会計参与、監査役等の選任をいい、社外取締役の選任の有無又は増減員も含まれると聞いています。

## 十四について

指針別表「役員等の選任」とは、取締役、会計参与、監査役等の選任をいい、社外取締役の選任の有無又は増減員も含まれると聞いています。

## 十五について

指針別表「役員等の選任」とは、取締役、会計参与、監査役等の選任をいい、社外取締役の選任の有無又は増減員も含まれると聞いています。

株式の発行会社の株主総会の全議案のうち、賛成の割合は約九十・〇パーセント、反対又は一部反対の割合は約十・〇パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はない、平成十九年四月から平成二十年三月までの間に株主権行使の基準日が到来した日本銀行が保有する株式の発行会社の株主総会の全議案のうち、賛成の割合は約八十七・八パーセント、反対又は一部反対の割合は約十二・二パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はないと聞いています。

また、預金保険機構が保有する株式の議決権行使の状況について、預金保険機構が確認している範囲では、平成十九年四月から平成二十年三月までの間に株主権行使の基準日が到来した日本銀行が保有する株式の発行会社の株主総会の全議案のうち、賛成の割合は約九十二・三パーセント、反対又は一部反対の割合は約七・七パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はない、平成十九年四月から平成二十年三月までの間に株主権行使の基準日が到来した日本銀行が保有する株式の発行会社の株主総会の全議案のうち、賛成の割合は約九十三・一パーセント、反対又は一部反対の割合は約六・九パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はないと聞いています。

また、預金保険機構が保有する株式の議決権行使の状況について、預金保険機構が確認している範囲では、平成十九年四月から平成二十年三月までの間に株主権行使の基準日が到来した日本銀行が保有する株式の発行会社の株主総会の全議案のうち、賛成の割合は約九十二・三パーセント、反対又は一部反対の割合は約七・七パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はない、平成十九年四月から平成二十年三月までの間に株主権行使の基準日が到来した日本銀行が保有する株式の発行会社の株主総会の全議案のうち、賛成の割合は約九十三・一パーセント、反対又は一部反対の割合は約六・九パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はないと聞いています。

官 報 (号 外)

六月までの間に開催された上場会社の株主総会の全議案のうち、賛成の割合は約九十七・四パーセント、反対又は一部反対の割合は約二・六パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はない、平成十九年七月から平成二十年六月までの間に開催された預金保険機構が保有する株式を発行している上場会社の株主総会の全議案のうち、賛成の割合は約九十三・六パーセント、反対又は一部反対の割合は約六・四パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はないと聞いている。なお、平成十七年七月から平成十八年八月までの間に開催された預金保険機構が保有する株式の発行会社の株主総会の議案に關び平成十八年九月から平成二十年六月までの間に開催された預金保険機構が保有する株式を発行している非上場会社の株主総会の議案に關しては、預金保険機構において計数として把握していないと聞いている。

七について

銀行等保有株式取得機構（以下「株式取得機構」という。）の保有する株式の議決権の行使については、株式取得機構において「銀行等保有株式取得機構の議決権行使の基本的考え方」（平成十四年三月八日銀行等保有株式取得機構理事會決定）を定め、株式の管理の受託者が、これに基づき議決権を行使しているものと聞いてい

六月までの間に開催された株式取得機構が保有する株式の発行会社の株主総会の全議案のうち、賛成の割合は約九十九・八パーセント、反対又は一部反対の割合は約〇・二パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はない、平成十八年七月から平成十九年六月までの間に開催された株式取得機構が保有する株式の発行会社の株主総会の全議案のうち、賛成の割合は約八十四・三パーセント、反対又は一部反対の割合は約十五・七パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はない、平成十九年七月から平成二十年六月までの間に開催された株式取得機構が保有する株式の発行会社の株主総会の全議案のうち、賛成の割合は約八十一・七パーセント、反対又は一部反対の割合は約十八・三パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はないと聞いています。

預金保険機構が確認している範囲では、平成十八年九月から平成十九年六月までの間に開催された預金保険機構が保有する株式を発行している上場会社の株主総会における社外取締役に関する議案のうち、賛成の割合は約九十七・六パーセント、反対又は一部反対の割合は約二・四パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はない、平成十九年七月から平成三十年六月までの間に開催された預金保険機構が保有する株式を発行している上場会社の株主総会における社外取締役に関する議案のうち、賛成の割合は約九十二・八パーセント、反対又は一部反対の割合は約七・二パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はないと聞いている。なお、平成十七年七月から平成十八年八月までの間に開催された預金保険機構が保有する株式の発行会社の株主総会における社外取締役に関する議案、及び平成十八年九月から平成二十年六月までの間に開催された預金保険機構が保有する株式を発行している非上場会社の株主総会における社外取締役に関する議案においては、預金保険機構において計数として把握していないと聞いている。

株主総会における社外取締役に関する議案のうち、賛成の割合は約四十八・二パーセント、「対又は一部反対」の割合は約五十一・八パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はない。平成十九年七月から平成二十年六月までの間に開催された株式取得機構が保有する株式の発行、反対又は一部反対の割合は約六十一・〇パーセント、反対又は一部反対の割合は約六十一・〇パーセントであり、白紙委任、棄権又は不行使はない」と聞いている。

九について

日本銀行、預金保険機構及び株式取得機構が保有する株式について、株主に対する優待サービスが存在する場合には、株式の管理の受託者が可能な限り換金を行い、日本銀行、預金保険機構及び株式取得機構にそれぞれ配分していくと聞いている。

十について

日本銀行に在籍した経歴を持つ者に関する尋ねの件については、日本銀行としては、同人が保有する株式の銘柄を明らかにすることとする等のため回答できないとのことであり、政黨として把握していない。

また、預金保険機構及び株式取得機構に在籍した経歴を持つ者に関するお尋ねの件については、これらの機関では、これを管理する対象としていないため、把握していないと聞いている。

アイヌ民族および琉球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月四日

参議院議長 江田 五月殿 喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

アイヌ民族および琉球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問主意書

昨年十月三十日ジユネーブで開かれた国連人権委員会は日本政府に対し、「アイヌ民族および琉球民族を国内立法化において、先住民族と公式に認め、文化遺産や伝統生活様式の保護、保存促進を講じ、彼らの土地についての権利を認めるべきである。アイヌ・琉球両民族の子供たちが、自分たちの民族の言葉や文化を習得できるよう十分な機会を与え、それらの子供たちの通常の教育課程に、アイヌおよび琉球・沖縄の文化や歴史に関する教育を導入すべきだ」と勧告した。については以下、質問する。

(号 外)

一 政府は、二〇〇六年十二月に提出した国連自由権規約第四十条に基づく第五回報告の「少数民族の権利」についての項目で、アイヌ民族に関する報告はしているが、琉球民族に関する報告は告していない。なぜ琉球民族に関する報告はしなかつたのか、理由とともに明らかにされたい。

二 日本は、国連自由権規約の締約国である。自由権規約の締約国は、当該締約国についてこの規約が効力を生ずる時から一年以内に、この規

約において認められる権利の実現のためにとつた措置およびこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告の提出を約束することが規定されている。この規定は報告を義務づけているものか、政府の解釈を明らかにされたい。

三 政府は、昨年十月の勧告に対する報告をすでに提出したか、したのであればその内容を具体的に明らかにされたい。していいのであれば、なぜしないのか、または今後報告する予定はあるのか、明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

官報

参議院議長 江田 五月殿

アイヌ民族および琉球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問主意書

委員会は日本政府に対し、「アイヌ民族および琉球民族を国内立法化において、先住民族と公式に認め、文化遺産や伝統生活様式の保護、保存促進を講じ、彼らの土地についての権利を認めるべきである。アイヌ・琉球両民族の子供たちが、自分たちの民族の言葉や文化を習得できるよう十分な機会を与え、それらの子供たちの通常の教育課程に、アイヌおよび琉球・沖縄の文化や歴史に関する教育を導入すべきだ」と勧告した。については以下、質問する。

一 政府は、二〇〇六年十二月に提出した国連自由権規約第四十条に基づく第五回報告の「少数民族の権利」についての項目で、アイヌ民族に関する報告はしているが、琉球民族に関する報告は告していない。なぜ琉球民族に関する報告はしなかつたのか、理由とともに明らかにされたい。

二 約国である我が国は、自由権規約第二十八条の規定に基づいて設置されている委員会(以下「委員会」という。)が要請するときに、自由権規約

において認められる権利の実現のためにとつた措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出しなければならぬこととなつてゐる。御指摘の報告は、この規定に従い、我が国の第四回報告に対する審査の結果、委員会が示した「最終見解」を受けて、同報告以降に我が国が自由権規約において認められる権利の実現のためにとつた措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩について報告したものである。

三について

委員会は、昨年十月に採択した我が国の第五回報告に対する「最終見解」において、御指摘の勧告に関する情報を我が国が自由権規約第四十条の規定に従つて行う次回の報告に含めるよう求めしており、次回の報告の提出については、平成二十三年十月二十九日までに行うものとされている。

政府としては、適切に対応してまいりたいと考えている。

一及び二について

市民的及び政治的権利に関する質問に対する答弁書

参議院議員喜納昌吉君提出アイヌ民族および琉球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問に対する答弁書

診療報酬のオンライン請求の完全義務化の抜本的見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月五日

参議院議長 江田 五月殿 辻 泰弘

約国である我が国は、自由権規約第二十八条の規定に基づいて設置されている委員会(以下「委員会」という。)が要請するときに、自由権規約

診療報酬のオンライン請求の完全義務化の抜本的見直しに関する質問主意書

わが国医療は、今日までの長年にわたる政府の医療費抑制策により、崩壊の危機に瀕している。

このような状況の下で、厚生労働省は平成十八年四月の厚生労働省令により、平成二十年四月から診療報酬のオンライン請求の段階的な義務化を求める。さらに、平成十九年六月には内閣としても、厚生労働省令による平成二十三年四月からの原則全ての医療機関・薬局に対する完全義務化の方針を開議決定した。

この完全義務化に対しては、既にこれまでの質問主意書において、医師法第十九条が「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と規定する一方で、適正な診療報酬の請求において、オンライン請求を唯一の請求手段と義務づけ、従来通りの手書きによる診療報酬の請求を受け付けないとしたことは、正当な請求権を限定・制約するもので、財産権の侵害に当たるのではないか、また、診療報酬のオンライン請求の完全義務化とその具体的な期限などを法律によらず、厚生労働省令で規定したことは、立法府は公共の福祉に適合する限り財産権について規制を加えることができる」との判例に反するものではないか、などの疑義を呈してきたところである。

もとより、情報化社会の進展著しい今日、醫療の分野においても、利便性、効率性、迅速性などを確保する見地から、社会情勢に応じたIT化が促進されるべきことは自明のことと言わなければ

外報(号)

ならない。しかしながら、わが国の医療が置かれた現状を十分に踏まえることなく、法的措置や予算措置、助成策など、実施に向けた体制整備をおざりにしたまま、一方的にオンライン請求の完全義務化を急かつ強引に推し進めることにより、閉院せざるを得ない医療機関が生じ、医師不足にあえぐ医療現場に一層の混乱を与え、医療の提供体制に悪影響をもたらすことが強く懸念される。

このような観点から、競争・効率の論理に偏った新自由主義の思潮に立脚して進められた構造改革路線の下で、性急に求められすぎた診療報酬のオンライン請求の完全義務化の方針については、早急に再検討することが必要であり、完全義務化を定めた厚生労働省令、及びその方針をより強固なものとした閣議決定の抜本的な見直しが不可欠だと考えるが、これに対する政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議員辻泰弘君提出診療報酬のオンライン請求の完全義務化の抜本的見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻泰弘君提出診療報酬のオンライン請求の完全義務化の抜本的見直しに関する質問に対する質問に対する答弁書

御指摘の厚生労働省令及び閣議決定について

は、現時点では、その抜本的な見直しが不可欠であると考えているわけではない。

総領事館開設を打診された場合、前向きに検討する考えはあるか、見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議員喜納昌吉君提出中国の沖縄総領事館開設の打診に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十一年三月五日

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

主意書

中国の沖縄総領事館開設の打診に関する質

主意書

中国政府が昨年末、沖縄に総領事館を開設する希望を非公式に日本政府へ伝えていたことがこのほど明らかになった。沖縄は、琉球王朝時代から中國と親交があり、文化的にも歴史的にも深いつながりがある。よって以下質問する。

一 中国政府から日本政府に、在沖縄総領事館開

設について打診があつたのはいつか、明らかにされたい。

二 日本国政府は、中国政府からの打診に対し、いくつ、どのように回答したのか、具体的に明らかにされたい。

三 兩政府の調整の結果、中国は沖縄での総領事館開設を断念したとされるが、これは事実か、明らかにされたい。もし事実なら、日本政府が在沖縄総領事館の開設を拒んだ理由を具体的に明らかにされたい。

四 について

将来における仮定の事実を前提としたお尋ねであり、お答えすることは困難である。

平成二十一年三月九日

神本美恵子

参議院議長 江田 五月殿

二 障害者権利条約第二四条2bは「障害のある

障害者権利条約の批准に関する質問主意書

障害者権利条約は、二〇〇六年一二月国連で採択され、二〇〇八年五月に発効した。日本政府は二〇〇七年九月二八日に署名し、批准が待たれて

いる。

障害者権利条約第二四条の内容と、日本の障害のある子どもの教育法の整合性について、以下、質問する。

一 障害者権利条約の第一条で「障害者とは、長期にわたる身体的、精神的、知的、感覚的な損傷によって、他者との平等に基づく、十分かつ効果的な社会参加が、さまざまな障壁の相互作用において阻まれている人たちのことである」とし、障害を社会・環境との関係で規定している。したがって、障害の克服は社会の在り方との相関において捉えるべきであると考える。

しかし、学校教育法第七一条は、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」とし、特別支援学校の教育の目的を機能障害の克服と記載している。

国際的な潮流としても、障害は社会との関係によって生じるという認識になつてゐることに明らかにそぐわず、学校教育法第七二条は条約に抵触すると考えるが、政府の見解はいかがか。

平成二十一年三月九日

人が、自己の住む地域社会において、他の者との平等を基礎として、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができる」ととされている。

「アクセスすることができるとは、権利の実現が保障されることである。したがって、障害を持つ子どもが日常的、恒常的に地域の初等中等教育学校に就学できることと理解するが、それであらうか。

三 障害者権利条約第二四条2cは、「個人の必要に応じて合理的配慮が行われること」と定めている。この合理的配慮は、特別支援学校・普通学級ともに行われると理解して良いのか。

さらに、地域の普通学校と普通学級に合理的配慮が行われた場合には、学校教育法施行令第五条第一項第二号の認定就学制度は廃止されると考えても良いのか。

また、各個人のニーズは、だれがどのように判別するのか明らかにされたい。

四 障害者権利条約第七条第三項は、「障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を有することを確保する。この場合において、障害のある子どもの意見は、その年齢及び成熟度に従つて相應に考慮されるものとする」と記載し、障害のある子どもの自己の意見表明権の確保を規定している。また、「締約国は、また、障害のある子どもが当該権利を実現するための支援であつて障害及び年齢に適したものと提供されることは有することを確保する」と記載し、意見表明

権行使するための支援の提供についても規定している。以上より、前記の合理的配慮の提供や内容について、障害を持つ子どもの意見表明に基づくべきであると考えるが、政府の見解はいかがか。また、年齢及び成熟度にそつて意見表明を行えるための支援の提供について、どうのように考えているのか明らかにされたい。

五 学校教育法施行令第一八条の二是「市町村の教育委員会は、翌学年の初めから認定就学者として小学校に就学させるべき者又は特別支援学校の小学部に就学させるべき者について、第五条(第六条第一号において準用する場合を含む。)又は第十一条第一項(第十一条の三において準用する場合を含む。)の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞くものとする」としている。

障害者権利条約第七条は障害のある子どもの意見表明権の確保を規定している。就学に際して子どもの意見を優先的に尊重せねばならないと考えるがいかがか。また、子どもの意見表明を尊重しその行使が可能なように支援すべきと考えるが政府の見解はいかがか。

八 特別支援教育就学奨励費は、保護者の経済的負担を軽減するために、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する障害のある子どもの保護者に支払われているが、普通学級に在籍する障害のある子どもの保護者には支払われておらず、通学や付き添いに際して自己負担をしているという実態がある。これは、同じように障害がありながら、不平等な取扱いと考えるが、政府の見解はいかがか。

九 平成二十一年三月十七日  
内閣総理大臣 麻生 太郎  
参議院議長 江田 五月殿  
参議院議員神本美恵子君提出障害者権利条約の批准に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二について  
御指摘の本条約第二十四条2(b)の規定は、規定期に定められているような初等教育及び中等教育を受けることのできる機会を確保するという趣旨であると考えている。

### 三について

本条約第二十四条2(c)の規定は、同条1の教育についての障害者の権利の実現に当たり、締約国が、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることを確保することを定めており、障害者が教育を受けるあらゆる段階の教育の場について適用されるものと考えられている。

### 三について

参議院議員神本美恵子君提出障害者権利条約の批准に関する質問に対する答弁書

### 一について

障害者の権利に関する条約(仮称)(以下「本条約」という。)第一条の規定の中で、機能障害について、様々な障壁との相互作用により、社会

一人あたりいくらか示されたい。これに対し

て、普通学級に通う子ども一人あたりの学校教育費はいくらか明らかにされたい。また、普通学級に障害を持つ子どもが在籍しているにもかかわらず、就学する場によって子どもの学校教

育費が異なる教育予算の仕組みについて、政府の見解を示されたい。

十 一人あたりいくらか示されたい。これに対し

て、普通学級に通う子ども一人あたりの学校教育費はいくらか明らかにされたい。また、普通学級に障害を持つ子どもが在籍しているにもかかわらず、就学する場によって子どもの学校教

育費が異なる教育予算の仕組みについて、政府の見解を示されたい。

十一 一人あたりいくらか示されたい。これに対し

て、普通学級に通う子ども一人あたりの学校教育費はいくらか明らかにされたい。また、普通学級に障害を持つ子どもが在籍しているにもかかわらず、就学する場によって子どもの学校教

育費が異なる教育予算の仕組みについて、政府の見解を示されたい。

十二 一人あたりいくらか示されたい。これに対し

て、普通学級に通う子ども一人あたりの学校教育費はいくらか明らかにされたい。また、普通学級に障害を持つ子どもが在籍しているにもかかわらず、就学する場によって子どもの学校教

育費が異なる教育予算の仕組みについて、政府の見解を示されたい。

十三 一人あたりいくらか示されたい。これに対し

て、普通学級に通う子ども一人あたりの学校教育費はいくらか明らかにされたい。また、普通学級に障害を持つ子どもが在籍しているにもかかわらず、就学する場によって子どもの学校教

育費が異なる教育予算の仕組みについて、政府の見解を示されたい。

十四 一人あたりいくらか示されたい。これに対し

て、普通学級に通う子ども一人あたりの学校教育費はいくらか明らかにされたい。また、普通学級に障害を持つ子どもが在籍しているにもかかわらず、就学する場によって子どもの学校教

育費が異なる教育予算の仕組みについて、政府の見解を示されたい。

## 官報 (号外)

のみをもつて同制度を直ちに廃止しなければならないとは考えていない。

また、本条約第二十四条2(c)に規定する「個人が必要とされる合理的配慮」の具体的な内容は、本条約第二条における「合理的配慮」の定義を踏まえ、障害のある児童、児童又は生徒の障害の状態等に応じ、各学校の設置者等が判断するものと考えている。

### 四及び五について

お尋ねの事項に関する障害のある児童、児童及び生徒の意見については、本条約第七条3の規定に基づき、他の児童、児童及び生徒との平等を基礎として、その児童、児童及び生徒の年齢並びに成熟度に従つて相応に考慮されることとなる。

また、お尋ねの支援の提供については、本条約第七条3の規定に基づき個別に判断されるべきであると考えている。

### 六について

米国による本条約の解釈について政府として述べる立場なく、米国は本条約の締約国ではないことから、お答えすることは差し控えたい。

### 七について

文部科学省が実施した地方教育費調査によると、平成十八年度における児童、児童及び生徒一人当たりの学校教育費は、盲学校及び養護学校現在の特別支援学校に相当では八百五十八万六千八百二十二円、小学校では八万九千四百四円、中学校では百三万三千八百五十七円である。なお、小学校及び中学校につ

いては、特別支援学級以外の学級に在籍する障害のある児童及び生徒のみに係る一人当たりの学校教育費についての統計は存在しない。

特別支援学校に関する予算については、当該学校に在籍する比較的障害の重い児童、児童及び生徒が十分な教育を受けられるよう、特に配慮をしているところである。

### 八について

特別支援教育就学奨励費の支給は、遠距離通学、寄宿舎入居など特別支援学校及び特別支援学級への就学に伴つて保護者等に特別な経済的負担が生じることにかんがみ、その軽減を目的として行われているものであつて、不平等な取扱いに当たるものとは考えていない。なお、小学校及び中学校の特別支援学級以外の学級に在籍する児童及び生徒であつても、在籍する学校以外の学校で学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百四十条の規定に基づく障害に応じた特別な指導を受ける場合に必要な交通費については、特別支援教育就学奨励費の対象としているところである。

官 報 (号 外)

平成二十一年三月十八日 参議院会議録第十一号

第明治二十九年三月三日可認物便郵種三十五年

発行所
二 東京都一〇五番地 三 独立行政法人國立印刷局 四 行政法人國立印刷局 五 虎ノ門二丁目 六 港区虎ノ門二丁目 七 〒105-1844 八 丁目
電 話
03 (3587) 4294
定 価
本体 二三〇円 一部 二三〇円